

第4章 ボランティアの受入れ

第4章 ボランティアの受入れ

第1節 計画に基づく活動期間

1. 活動のタイムライン

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、県等の行動項目と連動したタイムライン表を作成し、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（ボランティアの受入れに関する計画）」に基づく活動期間は、災害発生直後から現地（市町）災害ボランティアセンター（以下、「現地（市町）センター」）が閉鎖されるまでとしています。なお、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、災害規模や現地の状況によって変動しますが、東日本大震災と同様に数年の活動期間となることが想定されます。

市町受援計画は、この期間を基本に、計画の対象期間を定める必要があります。

（※ただし、現地（市町）センターの多くは途中から「復興支援センター」等に名称を変更して活動を継続することが多いため、その場合は柔軟に対応する必要があります。）

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
初動 (発災～ 発災後 2日目)		支援センターの設置（自動設置）
	被害状況等の情報収集と情報共有	被害状況等の情報収集と情報共有
	緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集と共有	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	現地（市町）センターの設置	現地（市町）センター設置状況の情報収集
	現地（市町）センターにかかる支援	支援センター臨時会の開催、体制整備
受入れ調整 (発災～ 発災後 3日目)	現地（市町）センターの運営等 必要に応じてサテライトの設置検討	現地（市町）センター・サテライト立ち上げにかかる支援
		(必要に応じて被災地及び現地（市町）センターに支援要員を派遣)
支援活動及び調整 (発災後 3日目 以降)		現地（市町）センターの運営にかかる 後方支援（県内外への情報発信等）
		三重県域協働プラットフォームの構築
	現地協働プラットフォームの構築・運営	現地協働プラットフォームの構築支援
	支援センターとの情報共有	県災害対策本部関係部隊等との連携・調整（被災者の課題等）
	現地協働プラットフォームを通じた 連携・調整、情報共有	

※区分中の括弧内は、想定される最短の期日を示しているが、現地の状況等によっては大きく変動する場合がある。

※各区分の状況の例は以下のとおり。

- ・初動
現地（市町）センター想定施設に電力が仮復旧した時期
- ・受入れ調整
電力・通信が概ね仮復旧した時期
- ・支援活動及び調整
電力・通信・交通が概ね仮復旧した時期

第2節 活動の概要

1. ボランティアの受入れ活動の流れ

ワーク（作業手順）

■以下の図を参考に、「応急期（実施当初）」と「応急期以降」について、ボランティアの受入れ活動の流れ図を作成し、市町受援計画に記載しましょう。

（図には、連携する具体の団体名称も書き込みましょう。）

【ポイント】

- (2) 災害の各局面を踏まえた受入れ活動の流れ
- (3) 応急期（実施当初）における受入れ活動
- (4) 応急期以降における受入れ活動

【留意点】**(2) 災害の各局面を踏まえた受入れ活動の流れ**

ボランティアの受入れは、発災後、初動、受入れ調整を経て、支援活動及び調整の実施が始まる頃（一般的に「応急期」）から本格化し、その活動内容は、現地の状況によって変動します。

そのため、災害の各局面におけるボランティアの受入れ活動の流れ、関係機関との連携・調整についてあらかじめ理解しておく必要があります。

(3) 応急期（実施当初）における受入れ活動

応急期においては、必要に応じてみえ災害ボランティア支援センター（以下、「支援センター」）から立ち上げ支援を受けて現地（市町）センターの設置が必要となります。市町災害対策本部のボランティア部門と現地（市町）センターが連携・情報共有しながら、被災者ニーズと、外部から駆けつける現地調整希望型支援者（一般ボランティア）やプログラム提供型支援者とのマッチング等の役割が求められます。

①現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライトの機能

現地（市町）センターは、「調査・分析」、「企画」、「実施」、「評価・改善」の段階を踏まえ、被災者ニーズ・困りごととボランティア等をマッチングする拠点としての機能が求められます。

現地調整希望型支援者は、現地（市町）センターに駆けつけ、被災者ニーズとのマッチングを受けて活動します。プログラム提供型支援者は、直

接、現地（市町）センターに駆けつけることが多いですが、中間支援¹型支援者のマッチングを受けて活動することもあります。

また、現地（市町）センターは、被害状況やニーズに応じてよりきめ細かな支援をするため、ボランティアの受入れや資機材を管理するためのサテライトを設置することがよくあります。

②みえ災害ボランティア支援センターの機能

支援センターは、県内外への情報発信や関係機関との連携・調整など、現地（市町）センターを県域で後方支援します。

災害支援活動を行う団体間の情報共有・連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームを構築します。

③三重県域協働プラットフォームの機能

三重県域協働プラットフォームは、支援センター幹事団体のほか、必要に応じて、県域の中間支援型支援者、県外の中間支援型支援者²、資金助成・資機材提供型支援者など様々な関係者が参加し、各団体の情報共有、連絡調整の役割を担います。また、応急期には、一部のマッチング機能も担います。

¹中間支援：被災地等で直接ボランティア活動をするのではなく、個人や団体のネットワークづくりや課題解決の支援などの間接的な活動のこと。

²県外の中間支援型支援者は、協定によらず自らの判断で支援センターにおいて情報収集を行い、必要に応じて活動する。

(4) 応急期以降における受入れ活動

この時期には、市町災害対策本部のボランティア部門、現地（市町）センターは、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の間援型支援者等と協働で、様々な支援者が集まりやすい拠点に現地協働プラットフォームを構築し、ボランティアのマッチングなどの役割が求められます。

① 現地協働プラットフォームの機能

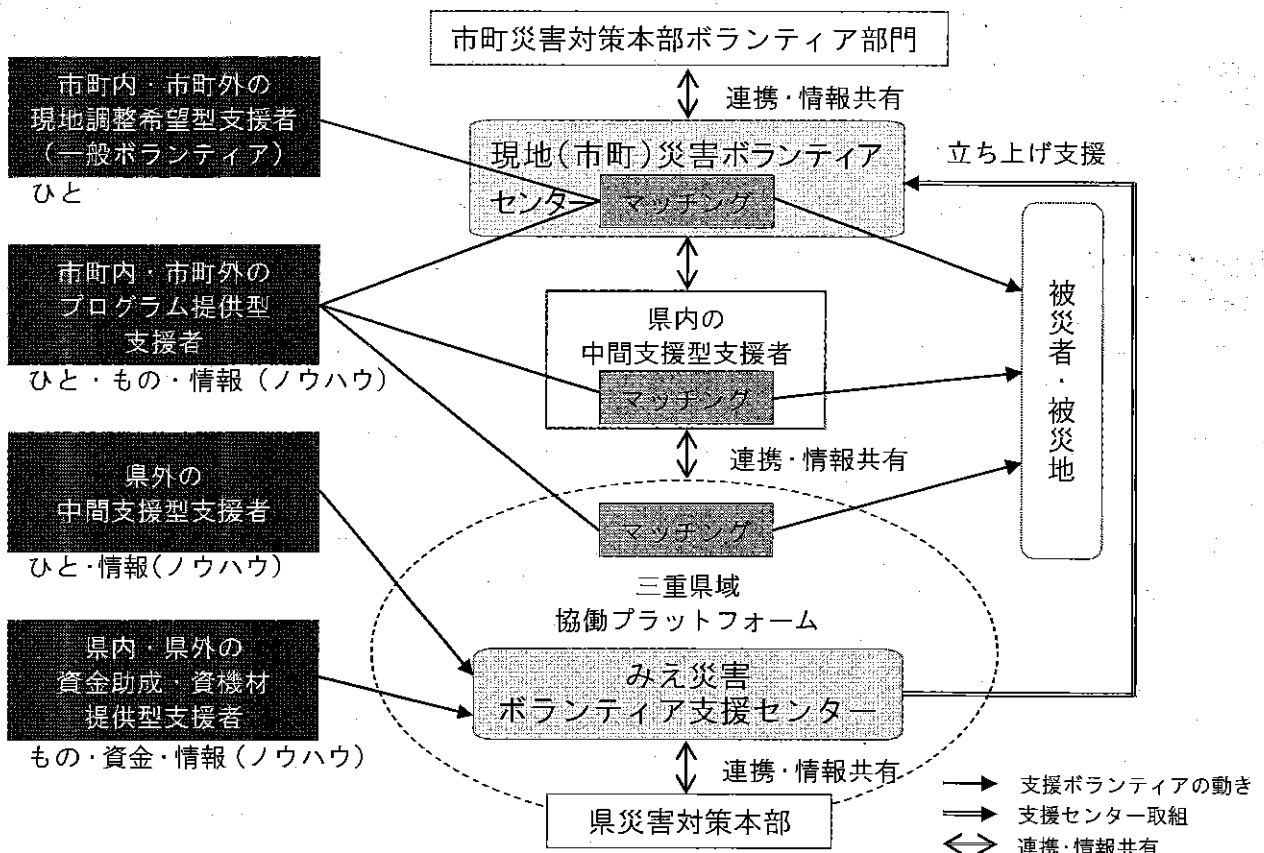
現地協働プラットフォームは、発災後、被災地の多様なニーズが表面化し、また支援する側の態勢も整ってくる時期に、様々な支援者が集まりやすい拠点に構築され、市町災害対策本部のボランティア部門、現地（市町）センター、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の間援型支援者等の情報共有・連絡調整の場として運営されます。災害の規模や状況に応じ、市町単位だけでなく複数市町にまたがって構築される場合もあります。

現地協働プラットフォームの構築・運営により、被災地域や避難所ニーズの把握に加え、ボランティア団体間の支援調整により、支援の「抜け・漏れ・落ち」を防ぐことができ、被災地の多様なニーズに対してより迅速かつ的確に対応することが可能となります。

② 三重県域協働プラットフォームの機能

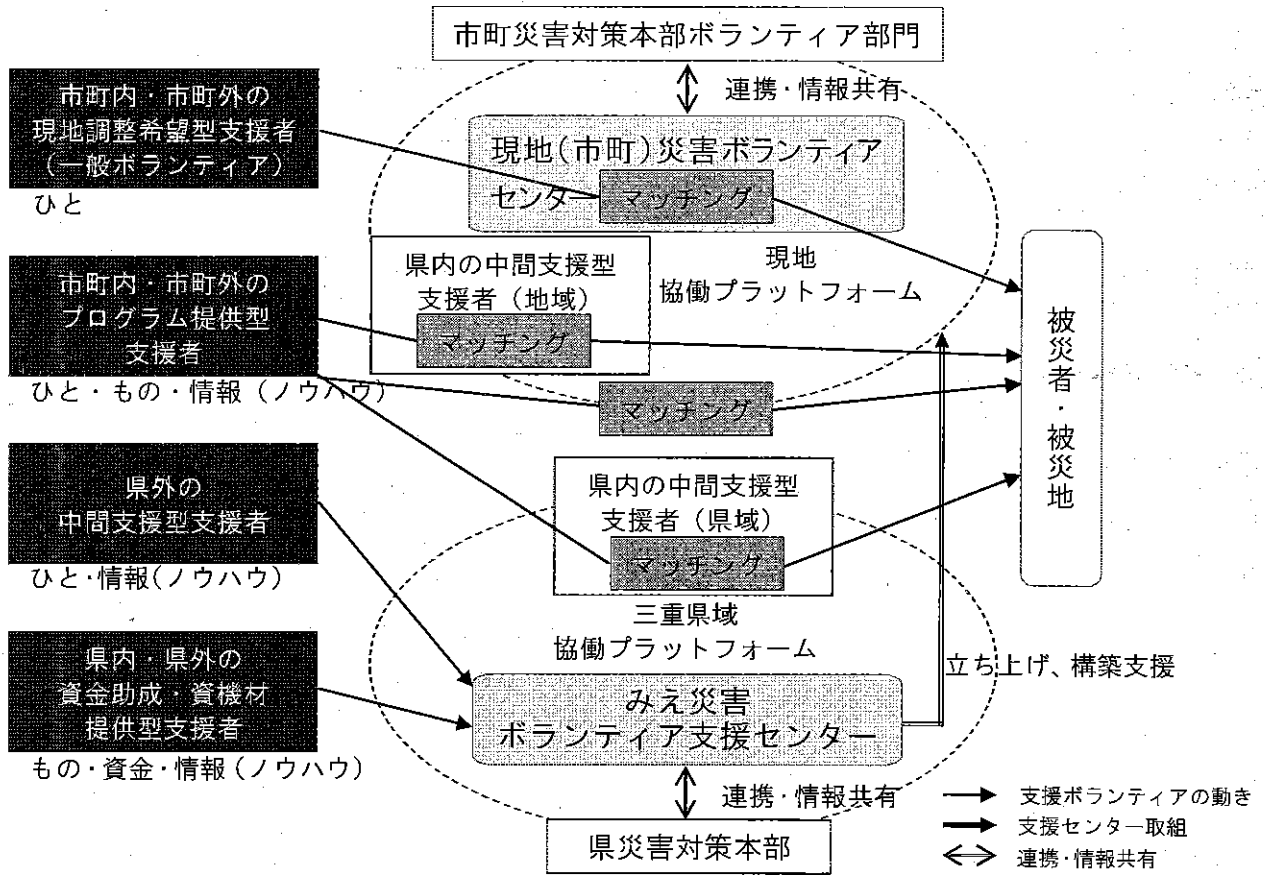
三重県域協働プラットフォームは、応急期以降には、現地協働プラットフォームにおいて対応困難な課題等についての支援のための調整を担います。

<大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図>
 <応急期（実施当初）>



<大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図>

<応急期以降>



2. 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライト等の設置場所

ワーク（作業手順）

■現地（市町）センター及び現地協働プラットフォームの設置場所の候補についてリストを作成し、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

（5） 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライト等の設置場所

【留意点】

（5） 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライト等の設置場所

ボランティアの受入れ活動をスムーズに行うため、現地（市町）センター・サテライト及び現地協働プラットフォームを設置する場所（候補）について決めておくことが重要です。

情報共有や交通の利便性、事務・打合せスペース、資機材の保管場所や広い駐車場等が望ましい条件として挙げられます。

これらの条件を可能な限り満たしている設置場所を整理し、設置場所候補リストをあらかじめ作成しておく必要があります。

① 現地（市町）災害ボランティアセンター

想定される設置場所を、優先順位を付けて具体的に決めておく必要があります。

② サテライト

災害規模や状況によって設置の必要性などが変わってくるため事前に場所の確保は困難ですが、自治会・自主防災組織単位での災害ボランティアの受入れを計画する際（避難所運営マニュアルや地区防災マニュアルなどを検討する際）には、地域にサテライトの設置が求められる可能性があることを伝えることが重要です。

③ 現地協働プラットフォーム

想定される設置場所を、優先順位を付けて具体的に決めておく必要があります。

参考：みえ災害ボランティア支援センター（支援センター）

原則として、以下の場所に設置されます。

三重県津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階 みえ県民交流センター内

3. ボランティアの種類と活動内容

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、ボランティアの種類のカテゴリ表を作成し、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

（6） ボランティアの種類と活動内容

【留意点】

（6） ボランティアの種類と活動内容

ボランティアの種類は、「災害支援活動を行う者」と「災害支援活動を支援する機関」の概ね2種に分類されます。

「災害支援活動を行う者」には現地で活動する「現地調整希望型支援者」や「プログラム提供型支援者」等が含まれます。

一方、「災害支援活動を支援する機関」には現地で活動する「地域の間支援型支援者」のほか、「三重県域協働プラットフォーム」で活動する「県域の間支援型支援者」や「県外の間支援型支援者」、「資金助成・資機材提供型支援者」等が含まれます。

※ボランティア：共感にもとづいて活動するもので、災害ボランティアセンターに駆けつける個人・グループだけでなく、経験や専門性を生かした組織的な活動を含む。

<ボランティアの種類と活動内容(例)>

	ボランティアの種類	主な活動場所	活動内容の例
災害支援活動を行う者	市町内・市町外の現地調整希望型支援者 ・現地(市町)センターで活動コーディネート希望して駆けつける個人やボランティアバス等で集まったグループ(いわゆる「一般ボランティア」)	現地 (市町)	・瓦礫撤去、家屋の清掃 ・物資の配布、輸送 など
	市町内・市町外のプログラム提供型支援者 ・提供できる支援メニューを持って駆けつける個人や団体、企業等	現地 (市町)	・炊き出し、食事の提供 ・避難所(在宅避難者を含む)の生活環境の改善 ・外国人等の支援 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援 ・子どもや子育て世代への支援 ・医療 ・産業復興や祭り、まちづくり支援 ・職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動 など
災害支援活動を支援する機関	県内の中間支援型支援者		
	地域の中間支援型支援者 ・分野を問わず地域で中間支援を行っている団体	現地 (市町)	・ボランティアセンター運営 ・団体間のコーディネート など
	県域の中間支援型支援者 ・各分野で中間支援を行っており、災害ボランティアでも専門の分野の中間支援を担う団体(1分野1組織とは限らない。また、災害発生後に組織化されることもある。)	三重県域 協働プラットフォーム	・外国人等の支援・調整 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援・調整 ・子どもや子育て世代への支援・調整 ・医療分野の支援・調整 など
	県外の中間支援型支援者 ・現地(市町)センターの設置運営支援や各種プログラム提供型支援者の調整を行う団体	三重県域 協働プラットフォーム	・ボランティア派遣、ボランティアセンター運営支援 ・団体間のコーディネート など
	県内・県外の資金助成・資機材提供型支援者 ・資金助成団体や、個人からの寄付、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供する企業等	三重県域 協働プラットフォーム	・資金助成 ・資機材の提供 など

■ 災害対策基本法、防災基本計画におけるボランティアの位置づけ

災害対策基本法において、地域防災計画を定めるときは他の者（ボランティアを含む）の応援を受け入れられるよう配慮が求められています。

ボランティア元年と呼ばれた阪神・淡路大震災以降、多くの個人や組織のボランティアが災害時に活躍するようになり、法律上も災害対応の主体の一つとして位置づけられています。

災害対策基本法（第五条の三 国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

○国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

防災基本計画（第2編 第2章第11節 1 ボランティアの受入れ）

- 国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。
- また、地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第3節 関係機関の役割等

1. 関係機関の役割

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、関係機関を含めた体制図と、各機関の役割の一覧表を作成して、市町受援計画に記載し、別途、連絡先リストを作成しましょう。

【ポイント】**（7） 関係機関との連携体制の構築****【留意点】****（7） 関係機関との連携体制の構築**

市町におけるボランティアの受入れには、市町災害対策本部のボランティア部門及び現地（市町）災害ボランティアセンターに加え、様々な関係機関がそれぞれの役割をもって関わることになります。

災害時における連携体制は、市町・社会福祉協議会・ボランティア等の関係性、地域性等に基づいて形成されていくため、一律に規定されるものではありませんが、関係機関との連携により被災者支援活動の効果を最大化することを目指して、災害時の連携体制を構築する必要があります。

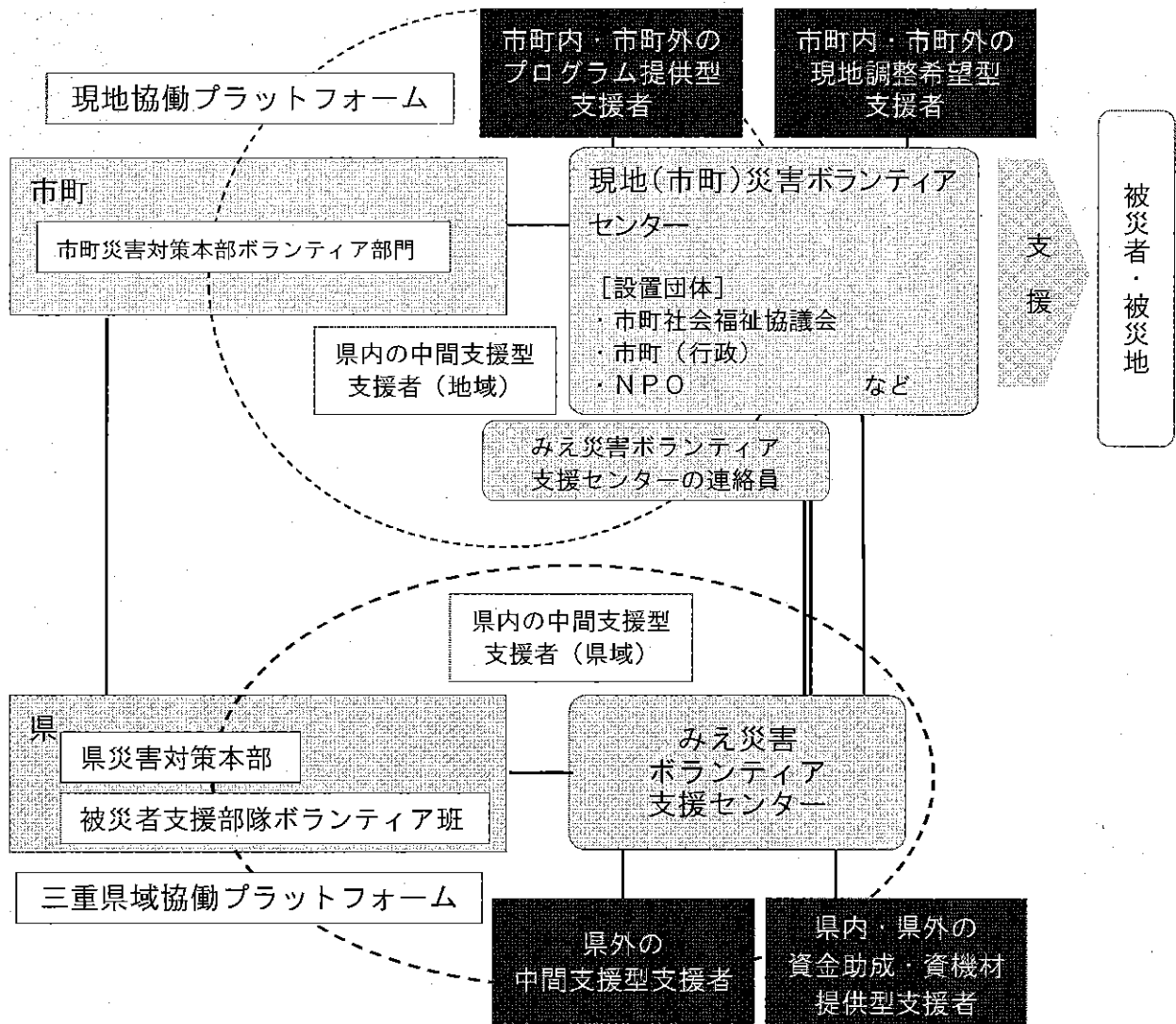
また、関係機関に求められる役割についてあらかじめ整理し、「関係機関連絡先リスト」をあらかじめ作成しておく必要があります。

大規模な災害が発生した場合、被災者の多様なニーズに応えるためには、行政のみでは十分な対応が困難であり、それらのニーズに柔軟に対応できるボランティアとの連携が不可欠です。

災害時にボランティアを受け入れ、支援活動が円滑に行われるようにするためには、現地（市町）センターの設置・運営を担う社会福祉協議会等の関係機関との関係性を認識し、平時から連携しておくことが必要となります。

必要に応じて、関係機関が定期的に集まり、情報交換を行う機会を設けることが重要です。

ボランティアの受入れにおける県・市町の体制



■ ボランティアの受入れ・調整等を行う関係機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部 ボランティア部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地（市町）センター設置・運営のための関係機関との連携・協働 ・ 現地協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題への対応
現地（市町）災害ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地におけるボランティアニーズの把握 ・ 地域内外からのボランティア（主に個人ボランティアやボランティアバス等のグループ）の受入れ ・ 被災者のニーズに沿った支援活動を行うための、災害ボランティアへの支援 ・ 現地協働プラットフォームなどを通じたプログラム提供型支援者との連携 ・ 市町災害対策本部との情報共有・連携

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等に関する情報収集と支援センターとの情報共有 ・ 三重県域協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題ごとの県災害対策本部関係部隊との情報共有・連携 ・ 「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用した、災害支援団体への支援
みえ災害ボランティア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内外への情報発信や関係機関との連携・調整など、現地（市町）センターを県域で後方支援 ・ 災害支援活動を行う団体間の情報共有・連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームの構築 ・ 県災害対策本部との情報共有・連携

■ 災害支援活動の支援を行う主な関係機関

関係機関	主な役割
県内の中間支援型支援者	
地域の中間支援型支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野を問わず地域で中間支援を行っており、地元のNPO・ボランティア団体をつなぐ (例：市民活動センターなど)
県域の中間支援型支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てや障がい、外国人等日頃から各分野で中間支援を行っており、災害時においてもその分野の中間支援 (例：三重県国際交流財団など)
県外の中間支援型支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地（市町）センターの設置運営支援や、各種プログラム提供型のボランティアの調整 (例：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）など)
県内・県外の資金助成・資機材提供型の支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の助成や、個人からの寄附、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供

■ 災害支援活動を行う者

関係機関	主な役割
市町内・市町外の現地調整希望型支援者（一般ボランティア）	<ul style="list-style-type: none"> 瓦礫撤去や家屋の清掃など、現地（市町）センターで、被災者のニーズに合わせた活動コーディネートを受けて活動
市町内・市町外のプログラム提供型支援者（専門ボランティア）	<ul style="list-style-type: none"> 炊き出しや食事の提供、外国人や高齢者等の要配慮者への支援、職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動など、提供できる様々な支援メニューを持って、被災者の多様なニーズに合わせた支援活動

2. 市町災害対策本部の「ボランティア部門」の設置

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、「ボランティア部門」の役割、構成所属や構成人数を検討しましょう。
- 検討結果を基に、関係所属に「ボランティア部門」への参画を依頼しましょう。
- 「ボランティア部門」の担当所属を市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

（8）「ボランティア部門」の設置

【留意点】

（8）「ボランティア部門」の設置

ボランティアの受入れ活動を的確に実施するためには、市町災害対策本部に「ボランティア部門」を設け、受援体制を確保する必要があります。

「ボランティア部門」の設置にあたっては、その役割、担当所属、配置する人数をあらかじめ決めておく必要があります。

特に担当所属については、平時から災害時に切れ目なく対応できる担当所属（平時からボランティア、NPOに関連のある所属）とすることが重要です。

※平時からボランティア、NPOに関連のある所属の例
福祉担当課、市民活動担当課、地域づくり担当課 など

3. 現地（市町）災害ボランティアセンターの設置・運営、現地協働プラットフォーム構築・運営にかかる平時からの取組

ワーク（作業手順）

- 平時より、市町、社会福祉協議会、ボランティア団体等の関係機関が集まる機会を定期的に設けましょう。
- 現地（市町）センターの設置の判断主体、設置場所、設置・閉鎖の判断基準を明確にし、「現地（市町）災害ボランティアセンター 設置・運営マニュアル」に明記しましょう。
- 現地協働プラットフォームへ参加することが望ましいと考えられるボランティア団体等に参画を依頼しましょう。
- 現地協働プラットフォームで連携する関係機関を一覧表で整理の上、市町受援計画に記載し、別途、連絡先リストを作成しましょう。
- 現地協働プラットフォーム構築の判断基準、設置場所、運営を行う団体、運営体制を明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (9) 現地（市町）災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる平時からの取組
- (10) 現地協働プラットフォームの構築・運営にかかる平時からの取組

【留意点】

(9) 現地（市町）災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる平時からの取組

災害の規模、被害状況等を総合的に勘案し、市町災害対策本部のボランティア部門と社会福祉協議会等の関係機関で協議を行った上で、現地（市町）センター設置・閉鎖の判断をするものとし、判断する主体、設置場所についてあらかじめ決めておく必要があります。

また、現地（市町）センターの設置・閉鎖について明確に判断できるよう、設置・閉鎖の判断基準をあらかじめ明確にしておくことも必要です。

なお、現地（市町）センターの設置・運営の詳細については、別途、「現地（市町）災害ボランティアセンター 設置・運営マニュアル」によります。

必要に応じて、平時にセンター設置の訓練を行い、手順を確認しておくことも重要です。

(10) 現地協働プラットフォームの構築・運営にかかる平時からの取組

被災地の多様なニーズが表面化し、支援する側の態勢も整ってくる応急期において、市町災害対策本部のボランティア部門、現地（市町）センター、ボランティア団体等と、それらをつなぐ地域の中間支援型支援者等の情報共有・連絡調整の場として、現地協働プラットフォームの構築・運営を行うことが必要です。

災害の規模や被害状況等を総合的に勘案し、市町災害対策本部のボランティア部門と現地（市町）センターの運営を行う団体は、協議を行った上で、現地協働プラットフォームの構築について判断することが求められます。

また、現地協働プラットフォームは、災害からの経過に応じて様々な支援者が関われるよう、事前の連絡先リストの掲載有無にかかわらず広く参加できる形で広報し、開催できる形を構築することが重要です。

現地協働プラットフォームの構築・運営を的確に行うため、以下の事項について、関係機関同士であらかじめ決めておくことが必要です。

現地協働プラットフォームは、市町単位のみならず、複数市町にまたがって構築されることもあるため、可能な限り、関係機関の意向を事前に確認し調整することが重要です。

検討にあたっては、関係機関が定期的に集まり、情報交換を行う機会を設けるなどして、平時から関係機関同士が互いの活動を知り、市町単位や複数市町にまたがって顔の見える関係を構築することが重要です。

- ※ 現地協働プラットフォームの構築・運営についてあらかじめ決めておくことが望ましい主な事項
- ・ 構築する主体
 - ・ 構築する判断基準
 - ・ 設置場所
 - ・ 運営を行う団体（運営体制）

第4節 初動

1. 現地（市町）災害ボランティアセンターの立ち上げ

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、現地（市町）センターの立ち上げの流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

(11) 現地（市町）災害ボランティアセンターの立ち上げ

【留意点】

(11) 現地（市町）災害ボランティアセンターの立ち上げ

迅速できめ細かな被災者支援を行うためには、ボランティアとの連携が不可欠です。現地（市町）センターの設置決定後、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れられるよう、市町災害対策本部のボランティア部門は、社会福祉協議会等の関係機関と連携・協働して、現地（市町）センターを迅速に立ち上げ、支援センター等と連携しながら、現地（市町）センターを通じたボランティアの活動支援を行い、ボランティアとの連携を図る必要があります。

2. 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集と共有

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集と共有の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

(12) 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有

【留意点】

(12) 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有

市町災害対策本部のボランティア部門は、市町土木所管課等から得た緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況について、ボランティア等と情報共有を行う必要があります。

また、市町管理道路の被害状況・啓開状況についても、市町土木所管課等から情報を得て、ボランティア等と情報共有を行うことも必要です。

3. 現地（市町）災害ボランティアセンターの活動に対する支援

ワーク（作業手順）

- 現地（市町）センター・サテライト等の現地活動拠点について、優先順位をつけたリストを作成し、市町受援計画に記載しましょう。また、優先順位をつける上で、現地活動拠点として望ましい条件について明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 現地（市町）センターの運営やボランティア活動に必要な資機材の種類や数量等について、あらかじめ試算して備えるとともに、それらのリストを作成しましょう。
- 被災地情報などを提供するボランティア・インフォメーションセンターを設置する場合、設置の判断主体、設置場所、設置・閉鎖の判断基準を明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 発災後、現地（市町）センターに派遣する職員の所属や構成人数について明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (13) 現地（市町）災害ボランティアセンターの設置場所の提供
- (14) ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- (15) ボランティア活動に必要な情報の共有
- (16) 現地（市町）災害ボランティアセンターへの職員の派遣
- (17) 資金確保にかかる支援

【留意点】

(13) 現地（市町）災害ボランティアセンターの設置場所の提供

市町災害対策本部のボランティア部門は、ボランティアを含めた関係機関が円滑に活動できるよう、現地（市町）センター等の現地活動拠点となる場を提供する必要があります。想定される設置場所としては、全国から被災地入りするボランティア等がアクセスしやすい公共施設が望ましいですが、被害の状況により柔軟に判断する必要があります。

被害状況によっては（市町）センターの出先拠点としてサテライトの設置が必要になる場合があります。公民館や市民センターなど提供できそうな施設がないか、民間からの場所の提供は可能かなど、柔軟に取り組む必要があります。

(14) ボランティア活動に必要な資機材等の提供

市町災害対策本部のボランティア部門は、現地におけるボランティア活動が円滑に進むよう、現地（市町）センターの運営やボランティア活動に必要な資機材の確保を図る必要があります。

発災直後は入手が困難になることが想定されるため、市町で必要となる資機材をあらかじめ備え、それらを「保管資機材一覧」としてリスト化しておくことが重要です。

また、ボランティア活動用資機材のうち消耗品（マスク、軍手、ゴム手袋、長靴等）については、ボランティア自身での準備を広報することも重要です。

< ボランティア活動で必要となる資機材（例） >

各種マニュアル、カメラ、通信機器、ハンドマイク、マスク、軍手、ゴム手袋、ゴミ袋、長靴、雨具、段ボール箱、はさみ、筆記用具、ビニール紐、机、椅子、コピー機、照明器具、延長コード 等

(15) ボランティア活動に必要な情報の共有

市町災害対策本部のボランティア部門を含めた関係機関が、被災地の現状について包括的に把握し、バランスの取れた適切な支援活動を行うためには、市町が把握した被災者ニーズ、市町が行う支援内容など、活動に必要な情報を提供する必要があります。

市町災害対策本部のボランティア部門は、市町社会福祉協議会及び地域のNPO・ボランティア団体等と定期的な情報共有・連絡調整を行い、連携の取れた支援活動を展開するため、現地（市町）センターの代表者等に対し、市町災害対策本部など庁内の会議、ミーティング等への参加を求め、市町災害対策本部としての対応方針等の情報共有を行うことも重要です。

< ボランティア活動に必要な情報（例） >

ライフラインの復旧状況、人口や年齢分布、要配慮者情報、避難所の開設状況・避難者数、炊き出し等の公的支援状況、行政から住民に向けた情報発信全般 等

(16) 現地災害ボランティアセンターへの職員の派遣

発災後、市町災害対策本部のボランティア部門は、市町災害対策本部と現地（市町）センターとの連絡調整が円滑に行われるよう、現地（市町）センターに常駐させる担当職員を派遣する必要があります。派遣する担当職員については、あらかじめ決めておく必要があります。

(17) 資金確保にかかる支援

業務に必要な経費負担について、市町においても検討しておく必要があります。

また、各種の助成金確保や市町ホームページ等による支援金の募集等に積極的に取り組むことも必要です。

第5節 受入れ調整

1. 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライトの運営等

ワーク（作業手順）

- 以下を参考に、市町災害対策本部のボランティア部門及び社会福祉協議会、ボランティアのそれぞれが担う役割・活動内容を明確にし、市町受援計画に記載しましょう。
- 以下を参考に、災害ボランティアの募集において、どのような情報を発信する必要があるのかを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

- (18) 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライトの運営
- (19) 被災者ニーズの把握
- (20) 災害ボランティアの募集広報の実施

【留意点】**(18) 現地（市町）災害ボランティアセンター・サテライトの運営**

ボランティアが行う業務はガレキ除去や物資搬送、生活支援など多種多様で、時間の経過や季節等も考慮しながら、被災者ニーズをきめ細かに把握し、それに応じていくことが基本となります。

これに伴い、ボランティアの受入れや活動支援を行うボランティアセンターの業務も多岐にわたるため、市町災害対策本部のボランティア部門及び社会福祉協議会、ボランティアのそれぞれが担う役割・活動内容をあらかじめ整理しておく必要があります。

なお、現地（市町）センター・サテライトの設置・運営の詳細については、別途、「現地（市町）災害ボランティアセンター 設置・運営マニュアル」によります。

現地（市町）センターの運営を、地元だけで実施することは困難であるため、自治体応援職員や社会福祉協議会のブロック派遣、市町内・市町外の間援型支援者等による運営支援を受け入れられるよう、設置・運営マニュアルにおいて想定しておくことが重要です。

(19) 被災者ニーズの把握

現地（市町）センターは、「調査・分析」、「企画」、「実施」、「評価・改善」の段階を踏まえ、被災者ニーズ・困りごとを聴き取り、調査分析し、対策を練りながら、被災者ニーズとボランティア等とのマッチングを行う必要があります。

多様なニーズを見逃さないように、被災者に近い地域組織（自治会や自主防）の他、民生・児童委員、学校やPTA、地域で元々活動していたボランティア団体など、様々なニーズを把握する可能性のある団体から情報収集する広くニーズを受け入れることが重要です。

(20) 災害ボランティア募集広報の実施

災害ボランティアの募集に際して、市町災害対策本部のボランティア部門は、往復の交通手段や現地のライフライン、店舗等の復旧状況、宿泊などの状況を適切に発信し、どのような装備・準備をした上で被災地に駆けつけることが必要か適切に広報していく必要があります。

また、ボランティアに求められる活動内容は、発災直後のガレキ除去や掃除、支援物資の仕分け作業、避難所での炊き出しなどから、仮設住宅での見守り活動、引っ越しの補助などへと徐々に変化していくことから、必要とする活動内容について、できるだけ具体的に発信することも必要となります。

参考：災害発生からの経過に合わせたボランティア活動の特徴と内容

	活動の特徴	想定される活動
初期期	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助や避難者の安全確保を最優先する 災害救助法による活動、行政・自主防災組織の活動が中心となる ボランティア活動は安全面に注意、無理をしない 情報不足や混乱が想定される 要援護者の安全確認、安全管理、避難所への誘導 ボランティア活動本部の立ち上げとボランティアの受入開始 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の安全確認 被災者の避難誘導 物資の調達、運搬、仕分け 避難所の手伝い（炊き出し・洗濯・水運び等） 要援護者等への配慮、買い物 屋内外の片付け
応急期	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の心身の疲労やストレスを考慮し、避難所や地域での被災者の生活支援活動 避難所から仮設住宅や自宅への移動 地域外からのボランティア受入がピークになる 被災者の心身や生活ニーズに基づいたコーディネートが重要 	<ul style="list-style-type: none"> 物資の調達、運搬、仕分け 避難所の手伝い（炊き出し・洗濯・水運び等） 屋内外の片付け、引っ越し手伝い 移送、入浴、買い物、付き添い等のサービス
復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅や地域での支援活動を展開 緊急・一時的な活動から地域に根ざした継続的な活動へ 要援護者等の個別ニーズへの対応 ボランティア活動の縮小と域内ボランティアによる活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃の生活支援 話し相手、引っ越し手伝い 要援護者の買い物、通院付き添い

(参考：防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（内閣府）)

第6節 支援活動及び調整

1. 現地協働プラットフォームの構築・運営

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、現地協働プラットフォームの構築・運営の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】**(21) 現地協働プラットフォームの構築・運営****【留意点】****(21) 現地協働プラットフォームの構築・運営**

大規模災害が発生した場合、被災者ニーズについては、時間の経過とともに総量が増大するだけでなく、多種多様かつ専門性が求められ、現地センターでは対応しきれない状況になることが予想されます。

これらのニーズに対し、関係機関が連携・協働しながら対応するためには、市町単位や複数市町にまたがって、関係機関が情報共有・連絡調整を行う現地協働プラットフォームを構築することが必要不可欠です。

市町災害対策本部のボランティア部門、現地（市町）センターは、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の間接支援型支援者等と協働で、必要に応じて支援センターの支援を受けながら、被災地により近い場所に、現地協働プラットフォームを構築し、情報共有・連絡調整を行うことが必要となります。

また、現地協働プラットフォームの運営にあたっては、事前に連携した団体だけでなく、支援に駆けつける多様な支援者が自由に参加できるように広く広報するとともに、開かれた運営を行う必要があります。

2. みえ災害ボランティア支援センターとの情報共有

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、支援センターとの情報共有の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

(22) みえ災害ボランティア支援センターとの情報共有

【留意点】

(22) みえ災害ボランティア支援センターとの情報共有

ボランティア活動への参加促進や、ボランティアの支援の地域差解消につなげるため、現地（市町）センターは活動状況や被災者ニーズについて、支援センターと情報共有する必要があります。

3. 現地協働プラットフォーム等を通じた連携・調整、情報共有

ワーク（作業手順）

■以下を参考に、現地協働プラットフォーム等を通じた連携・調整、情報共有の流れを明確にし、市町受援計画に記載しましょう。

【ポイント】

(23) 現地協働プラットフォーム等を通じた連携・調整、情報共有

【留意点】

(23) 現地協働プラットフォーム等を通じた連携・調整、情報共有

市町災害対策本部のボランティア部門は、現地協働プラットフォーム等を通じて支援団体との連携・調整を行う必要があります。

現地（市町）センターでは対応しきれない被災者の様々なニーズについて、子育て、障がい者や外国人の支援等、それぞれ高い専門性や支援のノウハウを持つNPO・ボランティア団体等と速やかにマッチングできるよう、現地協働プラットフォームにおいて情報共有や連絡・調整を行い、支援につなげる必要があります。

また、現地協働プラットフォーム等を通じて県被災者支援部隊ボランティア班及び支援センター等の関係機関と情報共有することも必要です。

参考資料：過去の災害時の事例

＜平成 28 年（2016 年）熊本地震における事例＞

①NPO間の連携会議

4月19日以降、毎日19時に熊本県庁にてNPO等の情報共有会議「熊本地震・支援団体火の国会議」が始まり、被災地域や避難所の情報共有だけでなく、NPO等が相互に補完するための調整を行うと同時に、新たに熊本入りしたボランティア活動を行う団体に対して情報入手の場としての機能を発揮しました。

1. 支援団体の活動を12の分野に区分し、分野毎に活動団体同士の連携を図り、避難所間の格差を解消
2. NPO等による災害ボランティアセンター運営支援の地域割りを決定
3. 参加NPO等が熊本県内の避難所のアセスメントを実施し、行政機関へ報告

②行政機関との連携会議

NPO間の連携体制は整ったものの、行政機関との連携の充実を図るため、熊本県、熊本県社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議を4月25日より2回/週の頻度で熊本県庁にて開催しました。また、政令市である熊本市も同様な会議体が必要と捉え、5月13日より熊本市、熊本市社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議も県と同様に開催し、行政の対処方針をNPOへ提供し、NPOから得られた避難所での課題もスピーディに行政へ伝える機能が確立できました。

（資料）内閣府防災情報のページ「特集 平成28年熊本地震におけるNPO等の活動について」

http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h28/85/special_01.html

＜平成 30 年（2018 年）大阪府北部を震源とする地震における事例＞

大阪府では、大阪府域の災害に備え、平時から互いの活動を知り、災害に対する取り組みや課題の共有をしながら“顔の見える関係”を構築していくため、災害をテーマにした学びと情報交換を行うネットワーキングとして、「おおさか災害支援ネットワーク（OSN）」を開設しています。

平成30年大阪府北部を震源とする地震においては、OSNの世話役8団体（大阪府社協・大阪市社協・堺市社協・大阪ボランティア協会・大阪府生協連・日赤大阪府支部・日本防災士会大阪府支部・ゆめ風基金）が中心となって「災害時連携会議」が発災直後から大阪赤十字会館、茨木市福祉文化会館等において複数回開催され、ブルーシートによる屋根の応急対応や要援護者支援などの様々な課題について、意見交換、具体策の検討、被災者ニーズとのマッチング等が行われ、支援に繋げていきました。

＜平成30年（2018年）北海道胆振東部地震における事例＞

北海道安平町では、ICTを活用してボランティアを受け付け、ニーズとのマッチングを行いました。

安平町内で認定こども園を運営する学校法人が、町に支援を申し出て、発災2日後に町社会福祉協議会と町災害ボランティアセンターを開設しました。

ボランティアの受け付けに関するシステムは、園内で使っていた既存のシステムを転用し、災害支援用の特設サイトとしました。

第5章 その他の受援活動

第5章 その他の受援活動

第1節 緊急輸送ルート

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（緊急輸送ルートに関する計画）」に基づく活動期間は、災害発生後おおむね1週間を対象としています。

「三重県広域受援計画」においては、下表のとおり目的地（拠点）ごとにそれぞれ啓開目標³を定めています。また、市町と県のタイムラインについては次頁のとおりです。

＜「三重県広域受援計画」における目的地別の緊急輸送ルートの啓開目標＞

用途 (県の主な所管部隊)	目的地（拠点）	啓開目標
災害対策拠点 (総括部隊)	県・市町災害対策本部	おおむね1～2日以内
救助活動拠点 (総括部隊)	救助活動拠点	おおむね1～3日以内
医療活動拠点 (保健医療部隊)	災害拠点病院、SCU	おおむね1～2日以内
物資拠点 (救援物資部隊)	広域物資輸送拠点 (県物資拠点)	おおむね1～2日以内
	地域内輸送拠点 (市町物資拠点)	おおむね1～3日以内
燃料供給拠点 (総括部隊)	製油所	おおむね1～3日以内
海路による輸送拠点 (社会基盤対策部隊)	海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港	おおむね1～7日以内

³啓開目標：緊急輸送ルート啓開の優先順位における指標の1つであり、実際のオペレーションにおいては、拠点・施設等の被害状況及び災害応急対策活動の状況等に応じて臨機応変に対応を行う。

なお、各啓開目標は、「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」の「南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）」、「中部版くしの歯作戦（道路啓開オペレーション計画）」を参考に設定している。

【タイムライン】

(緊急輸送ルートの啓開活動)

区分	市町の行動項目	県の行動項目
初動 (発災～発災後 12時間)	道路パトロールによる被害状況の収集と共有	被害状況の情報収集と共有
緊急輸送ルートの啓開活動 (発災～発災後 1日目)		道路啓開方針の決定
		啓開活動開始
		道路啓開ルートにかかる県災害対策本部内の情報共有
		関係機関への支援要請
	啓開活動(車両の移動等による通行確保)	災害時における車両の移動等に関する要請
	啓開状況の県への報告	緊急交通路の指定及び交通規制の実施
緊急輸送ルートの啓開活動 (発災～発災後 2日目以降)	啓開の進捗状況の把握	道路啓開の進捗状況にかかる県災害対策本部内の情報共有

参考：くしの歯ルート各STEPの考え方（中部版くしの歯作戦⁴）

STEP	道路啓開ルート	確保目標
STEP 1（くしの「軸」）	高速道路・直轄国道等の広域支援ルート	おおむね1日
STEP 2（くしの「歯」）	災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設に至るルート	1～2日
STEP 3（被災地）	被害が甚大な沿岸沿いのルート	3日
STEP 3 以降	被害地域全域へのルート	7日以内

参考：海上輸送拠点等の活用（海路の使用）

区分	県の行動項目
初動 （発災～発災後12時間）	被害状況の情報収集と共有
海上輸送拠点等の活用 （発災～発災後1日目）	海上輸送拠点等の活用の決定
	海上輸送拠点等に関する調整
	海上輸送拠点等への緊急輸送ルートの道路啓開開始
海上輸送拠点等の活用 （発災～発災後2日目以降）	海上輸送拠点等までの道路啓開情報の共有

⁴ 中部版くしの歯作戦：国土交通省中部地方整備局管内の道路管理者で構成する中部地方幹線道路協議会により策定。中部地方において近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震などの大規模地震に備えた道路啓開オペレーション計画。

2. 活動の概要

【ポイント】

- (2) 県等の活動の概要
- (3) 緊急輸送ルート

【留意点】

(2) 県等の活動の概要

発災後、県、道路管理者、港湾及び漁港管理者は、ただちに航空偵察等による被害概況の把握を行い、緊急輸送ルートの通行可否情報や海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港（以下、「海上輸送拠点等」という。）の被害状況の収集を行い、道路啓開方針を決定します。

県は、優先的に道路啓開を実施するルートについて、速やかに道路管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請するとともに、啓開の進捗状況を管理します。

県は、緊急輸送ルートの啓開活動にあたり自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE 等による支援が必要な場合は、要請を行います。

県公安委員会は、緊急交通路の指定を行い、また、県警察災害警備本部は、被害が甚大な地域への車両の流入規制などの交通規制を実施します。

(3) 緊急輸送ルート

緊急輸送ルートについては、「三重県広域受援計画」を参照してください。

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

【留意点】

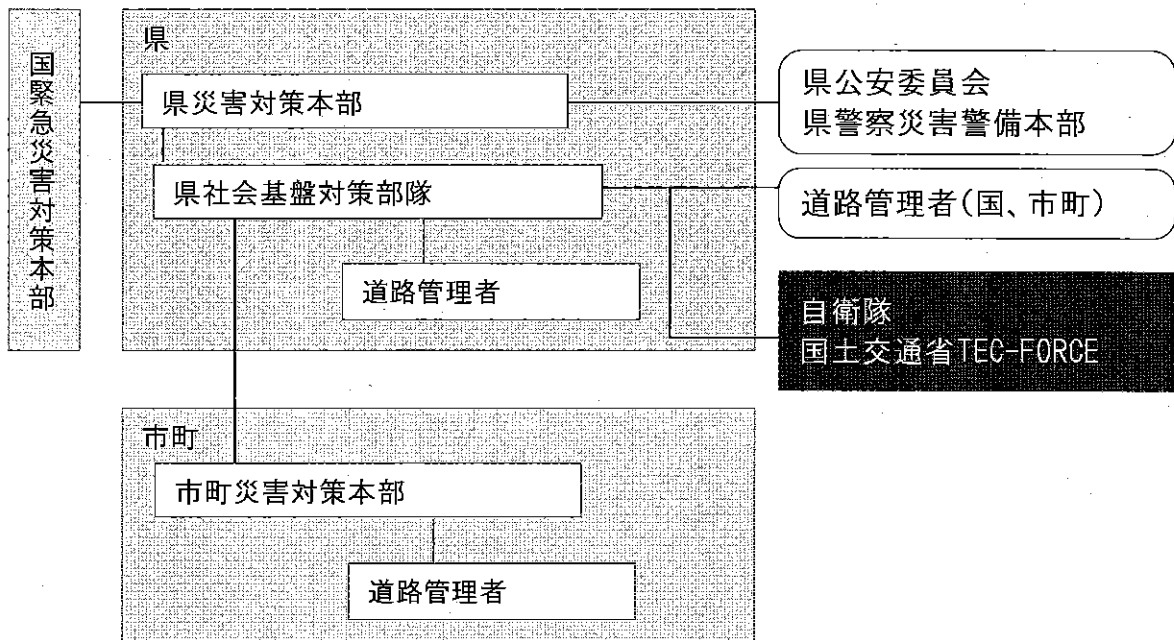
(4) 関係機関との連携体制の構築

市町における緊急輸送ルートの確保に関する活動には、市町災害対策本部及び道路管理者（市町）に加え、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

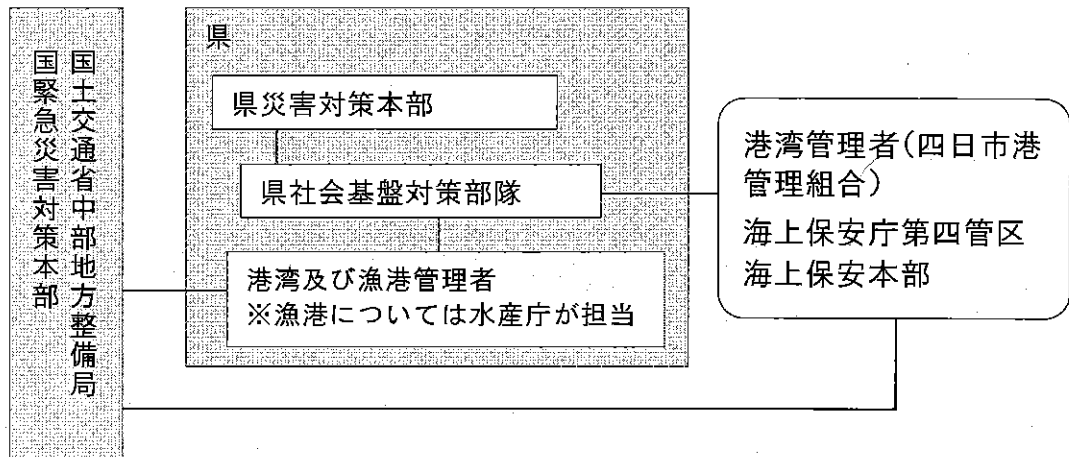
多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

緊急輸送ルートの啓開活動に関する関係機関の体制

【緊急輸送ルートの啓開活動】



【海上輸送拠点等の活用（海路の使用）】



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・市町道の被害状況、通行可否情報の収集と提供

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 社会基盤対策部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況・通行可否情報の収集と提供 ・道路啓開方針の決定 ・車両の移動等に関する要請 ・関係機関への支援要請 ・道路啓開ルートに係る情報提供

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整
国土交通省中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・「中部版くしの歯作戦」の実施に関する指揮・調整 ・国土交通省TEC-FORCEの派遣に関する調整

■ 緊急輸送ルートの啓開活動を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
道路管理者 (市町)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルート（市町管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む

<県>

関係機関	主な役割
道路管理者 (県)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルート（県管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む

<国>

関係機関	主な役割
道路管理者 (国)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルート（国管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む
自衛隊 ・国土交通省 TEC-FORCE等	・緊急輸送ルートの啓開活動への支援

■ 緊急交通路の指定及び交通規制の実施

<県>

関係機関	主な役割
県公安委員会	・ 緊急交通路の指定
県警察災害警備本部	・ 交通規制の実施

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) 被害状況の情報収集と共有
- (6) 緊急輸送ルートの啓開活動
- (7) 道路啓開の進捗状況の報告
- (8) 海上輸送拠点等の活用（海路の使用）

【留意点】

(5) 被害状況の情報収集と共有

市町道路管理者は、発災後ただちに、緊急輸送ルート（市町管理道路）やその他の市町管理道路について道路パトロールを実施し、被害状況及び通行可否状況の把握を行い、市町災害対策本部にその状況を報告する必要があります。なお、通行不能区間については迂回路を検討し、同様に報告することが必要となります。

市町災害対策本部（土木所管課）は、緊急輸送ルートの被害状況、通行可否状況、迂回路等の情報を、市町災害対策本部内で情報共有するとともに、県に報告する必要があります。

(6) 緊急輸送ルートの啓開活動

市町災害対策本部（土木所管課）は、県より、優先的に啓開を実施するルートについての啓開要請を受け、市町道路管理者に啓開要請の情報を伝達する必要があります。

市町道路管理者は、啓開要請を受けたルートにおいて、災害対策基本法第76条の6第1項に基づく区間の指定⁵に基づき、車両移動等の通行確保に必要な措置を実施する必要があります。

⁵ 災害対策基本法第76条の6第1項に基づく区間の指定：指定により、道路管理者は、当該区間における車両等の占有者等に対し、車両等を付近の道路外に移動すること、その他緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(7) 道路啓開の進捗状況の報告

市町道路管理者は、緊急輸送ルートの啓開の進捗状況について、市町災害対策本部に報告します。市町災害対策本部はその状況をとりとまとめ、県に報告する必要があります。

(8) 海上輸送拠点等の活用（海路の使用）

緊急輸送ルートを使用した陸路での到達が困難な場合や、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等においては、海路による輸送が効率的と見込まれることから、海上輸送拠点等が活用されることとなります。

海路による輸送が実施される場合には、市町災害対策本部は、県より、利用する海上輸送拠点等までアクセスする緊急輸送ルートについて情報提供を受け、通行確保に必要な措置の要請を受けることとなります。

第2節 救助・救急、消火活動

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（救助・救急、消火活動に関する計画）」に基づく活動期間は、災害発生後おおむね2週間を対象とし、その活動内容は、主に災害発生後72時間の人命救助及び消火活動、並びに災害発生後おおむね2週間の生活支援（自衛隊による入浴、給食、給水等）を想定しています。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
初動 (発災～発災後 12時間)	救助活動拠点の被害状況の確認・利用可否の判断	県内救助機関への要請
	応援要請	各市町の被害状況の収集
		県内部隊による救助・救急、消火活動の実施
		広域応援部隊への応援要請
	救助活動拠点の利用準備	救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定
		県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認
受入れ調整 (発災～発災後 1日目)		広域応援部隊の進出拠点への進出
		救助機関の部隊展開の方針の決定
	救助機関の活動支援(活動に必要な情報の提供等)	救助活動拠点及び道路啓開情報の共有
		救助活動拠点の確保
	救助活動拠点の利用調整	県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導
支援活動及び調整 (発災～発災後 3日目)	救助活動拠点の利用調整	救助活動拠点の利用調整
	救助活動拠点の利用状況の共有	救助活動拠点の利用状況の共有
		救助機関による救助・救急、消火活動の実施(24時間までに、広域応援部隊の順次到着と、活動の本格化)
		救助要請情報等の収集と共有
生活支援 (発災～発災後 4日目以降)		救助機関の活動調整
		ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応
		救助機関による行方不明者の捜索救助を継続しつつ生活支援の実施

2. 活動の概要

【ポイント】

- (2) 国・県・市町の活動の概要
- (3) 活動拠点

【留意点】

(2) 国・県・市町の活動の概要

被災地域内の自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁の勢力に比して甚大な被害が発生した場合は、防衛省、消防庁、警察庁、海上保安庁及び国土交通省は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、広域応援部隊を派遣することとしています。

このため、県及び市町は、域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う救助活動拠点をあらかじめ想定し、発災後には速やかに確保することとしています。

(3) 活動拠点

各拠点の施設名称等については、「三重県広域受援計画」を参照してください。

①広域進出拠点及び進出拠点

自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁、国土交通省TEC-FORCE等の広域応援部隊が、速やかに被災地域での活動を展開できるよう定められた拠点。

広域応援部隊が被災地域に向かう際の一次的な進出目標を「広域進出拠点」といい、各部隊が具体的な支援地域に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。

②救助活動拠点

救助機関が救助・救急、消火活動を行う際に、車両や資機材の留め置き場、宿营地として利用する県内の拠点。

国土交通省TEC-FORCEの救助活動拠点は、県並びに県内市町庁舎、中部地方整備局各事務所とする。

③ヘリベース

災害時に人命救助などを行うヘリコプターの出動の拠点となる場所。災害の終始を通じて、ヘリコプター運用に関する指揮を実施し、かつ駐機、整備、給油、装備が可能な拠点。

④航空機用救助活動拠点

甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点。

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

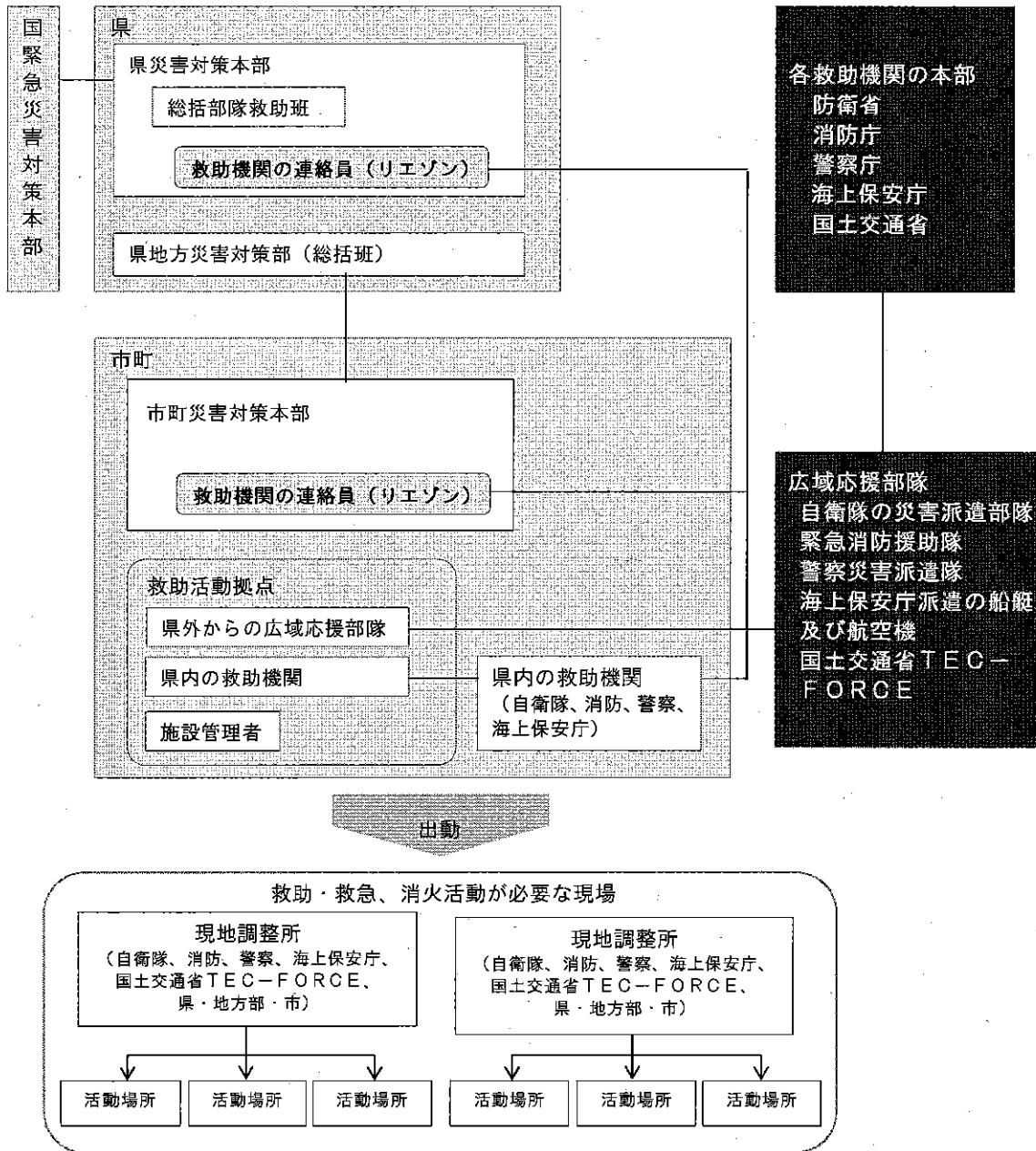
【留意点】

(4) 関係機関との連携体制の構築

市町における救助・救急、消火に関する活動には、市町災害対策本部及び施設管理者（市町、拠点とする公園等の施設管理者）に加え、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

救助・救急、消火活動における国・県・市町・救助機関の体制



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の収集 県地方災害対策部への連絡及び応援要請 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 各救助機関の活動支援（活動に必要な情報収集含む）
施設管理者 （拠点とする公園等の施設管理者）	<ul style="list-style-type: none"> 救助活動拠点の被害状況の確認と連絡 救助機関の受入れ 救助活動拠点の利用調整

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊救助班	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援部隊への応援要請 県内の被害状況の把握 緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有 救助活動拠点の利用調整 各救助機関の運用調整及び活動状況の把握・支援
県地方災害対策部	<ul style="list-style-type: none"> 管内市町の被害状況の把握と提供 管内市町の被害状況に応じた市町の活動支援

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 救助機関の広域応援部隊の派遣調整
救助機関の連絡員 （リエゾン）	<ul style="list-style-type: none"> 県災害対策本部総括部隊救助班、市町災害対策本部と救助機関本部との連絡調整 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 救助機関の活動状況の情報提供

■ 救助・救急、消火活動を行う機関

<県内で活動する機関>

関係機関	主な役割
県内の救助機関	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集 県外からの広域応援部隊の救助活動拠点への誘導 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 救助・救急、消火活動の実施
県外からの広域応援部隊	<ul style="list-style-type: none"> 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 救助・救急、消火活動の実施

＜広域応援部隊を派遣する機関＞

関係機関	主な役割
各救助機関の本部	<ul style="list-style-type: none">・ 県内の救助機関及び県外からの広域応援部隊による救助・救急、消火活動の調整・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) 救助活動拠点の被害状況の把握、応援要請
- (6) 救助活動拠点の利用準備
- (7) 救助機関の活動支援
- (8) 救助活動拠点の利用調整
- (9) 救助活動拠点の利用状況の共有
- (10) 消防団と自主防災組織との連携による迅速な救助活動

【留意点】

(5) 救助活動拠点の被害状況の把握、応援要請

施設管理者（市町）は、管理する施設の被害状況を確認し、救助活動拠点としての利用可否を判断し、市町災害対策本部に報告する必要があります。

市町災害対策本部は、県にその内容を連絡するとともに、応援要請を行う必要があります。

(6) 救助活動拠点の利用準備

市町災害対策本部は、県から、利用を決定した救助活動拠点について情報提供を受けることとなります。

救助活動拠点としての利用が決定した施設の管理者（市町）は、施設を開錠し、救助機関が利用できるよう準備を行う必要があります。

この際、施設管理者（市町）は、可能な限り拠点運営に必要な給水設備やトイレ等の資機材や人員の確保を行うなど、救助機関が円滑に活動できるよう準備を行う必要があります。

(7) 救助機関の活動支援

市町災害対策本部は、消防団を活用するなどして、救助機関が各市町内で円滑に活動するために必要な情報の収集・提供・共有に努めるとともに、広域応援部隊の被災現場への誘導など救助機関を支援する必要があります。

また、市町災害対策本部のオペレーションルーム内などに、救助機関同士が活動調整の打合せをできるスペースを確保する必要があります。

(8) 救助活動拠点の利用調整

救助活動拠点を利用する各救助機関は、救助活動拠点の配置レイアウトを変更する必要がある場合は、各救助機関の追加の進出可能性について県に確認の上、当該救助活動拠点を利用する各救助機関と施設管理者（市町）とで協議し、利用方法を決定することとなります。

救助活動拠点の利用機関又は施設管理者（市町）は、その内容について、市町災害対策本部及び県へ報告する必要があります。

(9) 救助活動拠点の利用状況の共有

市町災害対策本部は、県から、救助活動拠点の利用状況について情報提供を受け、各救助活動拠点の施設管理者（市町）に伝達し、情報共有する必要があります。

(10) 消防団と自主防災組織との連携による迅速な救助活動

消防団と自主防災組織は互いに連携し、救助機関による初動対応が行われるまでの間の初期消火や避難誘導等を行う必要があります。

また、市町は、平時から地域における共助の中核を担う消防団と自主防災組織の充実強化に努めるとともに、二つの組織が互いの役割分担を踏まえた連携を一層進め、地域に応じた隙間のない災害対応ができる体制を構築しておく必要があります。

第3節 医療・保健活動

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（医療・保健活動に関する計画）」に基づく活動期間は、DMATについては災害発生後おおむね1週間、救護班、保健医療活動を行うチームについては災害発生後数か月を対象としています。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
初動 (発災～発災後 1日目)		災害医療コーディネーター等への応援要請
		保健医療活動チームの派遣要請
	医療機関の被害状況等の収集と共有	医療機関の被害状況等の収集・整理
		県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集
		緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有
		医療機関の被害状況の情報共有
	医療救護所の設置	
	県による対応が困難な場合など状況に応じて、SCU候補地の被害状況の把握と情報共有	SCU候補地の被害状況の把握と情報共有
		医薬品備蓄場所の被害状況の把握と情報共有
受入れ調整 (発災～発災後 2日目)		保健医療活動チームの活動方針の決定
		DMA Tの受入れ
	保健医療活動チームの受入れ	その他の保健医療活動チームの受入れ
	保健医療活動チームの活動支援 (活動に必要な情報の提供等)	
支援活動及び調整 (発災～発災後 3日目以降)		医療本部と保健医療活動チームとの情報共有
	被災現地での関係者による連絡会議への参加	保健所等の被災現地での関係者による連絡会議の開催
		重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送
		広域医療搬送
		地域医療搬送
		医薬品等の確保・供給

2. 活動の概要

【ポイント】

- (2) 国・県の活動の概要
- (3) 活動拠点

【留意点】

(2) 国・県の活動の概要

①国の活動

国は、県境を越えるDMA T等の保健医療活動チームの派遣調整や広域医療搬送の調整等の広域にわたる活動の調整を行います。

②県災害医療本部、保健所等の県・関係機関の活動

県は、初動段階において、保健医療活動チームの派遣要請、医療機関の被害状況等の収集・情報共有、県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集、緊急輸送ルート上の被害状況等の情報収集・共有、SCU候補地の被害状況の把握と情報共有、医薬品等備蓄場所の被害状況の把握と情報共有を行います。受入れ調整段階においては、保健医療活動チームの活動方針の決定、保健医療活動チームの受入れ・活動調整を行います。支援活動及び調整段階においては、医療本部と保健医療活動チームとの情報共有、保健所等の被災現地での関係者による連絡会議の開催、SCUの設置・運営、医療機関の被災に伴う入院患者の搬送支援、広域医療搬送の要請、地域医療搬送の調整を行います。

※広域医療搬送

医療本部の要請を受けて、国が防衛省の広域搬送用自衛隊機を用いて対象患者を被災地内のSCUから被災地外のSCUまで航空搬送するものをいう。広域医療搬送の対象患者は、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象として行う。

※地域医療搬送

被災地内外を問わず、国（防衛省を除く）、県、市町及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

(3) 活動拠点

各拠点の施設名称等については、「三重県広域受援計画」を参照してください。

①災害拠点病院

災害拠点病院は、災害時における医療体制の充実強化を図るための医療機関。厚生労働省が定める災害拠点病院指定要件を満たした医療機関を、県が災害拠点病院に指定している。

②SCU (Staging Care Unit)

SCUは、基本的に近隣の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者を受入れ、医療搬送するために設置する拠点。県が、SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMATや派遣されたDMATと連携して設置する。

③二次救急医療機関等

二次救急医療機関等は、医療・保健を行う場。災害発生時には保健医療活動チームの支援を受けて機能回復を図る。

④医療救護所

医療救護所は、災害発生時に医療活動を行う場。市町や保健医療活動チームが連携して設置・運営する。

【保健医療活動チームの県内での主な活動場所】

保健医療活動チーム	県内での主な活動場所
DMAT	災害拠点病院、SCU、二次救急医療機関等、広域・地域医療搬送
JMAT	医療救護所、二次救急医療機関等
DPAT	医療救護所、精神科病院診療所
日本赤十字社救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等
歯科医師会医療救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等
災害支援ナース	避難所、二次救急医療機関等
支援薬剤師	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等
DHEAT	医療本部、保健所
保健師派遣チーム	避難所、避難所外（車中泊避難者や自宅滞在者等への対応）、保健所等、保健センター
JDA-DAT	避難所、二次救急医療機関等
医療救護班	医療救護所、二次救急医療機関等

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

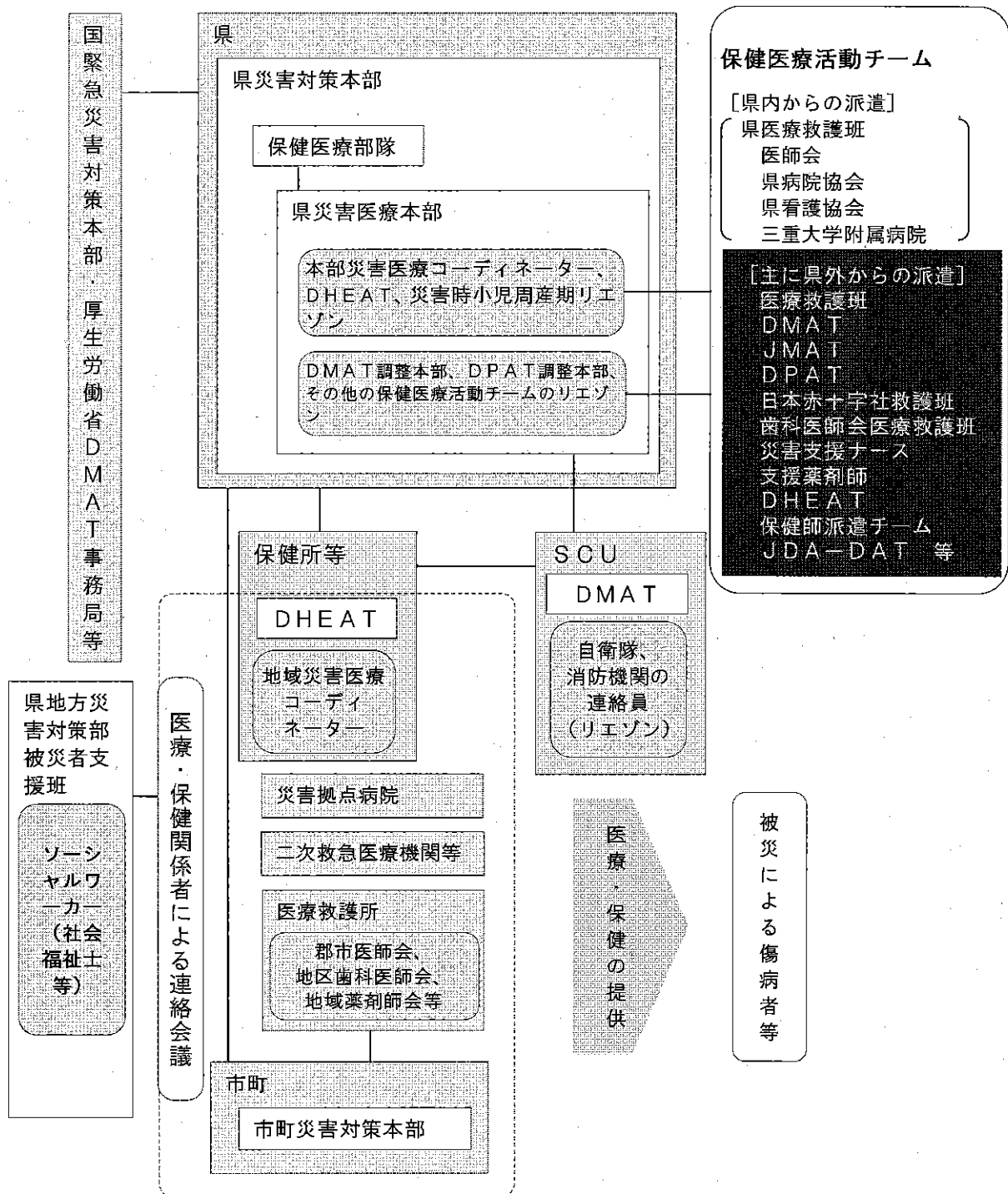
【留意点】

(4) 関係機関の体制・役割

市町における保健医療活動チームの受入れには、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

医療・保健活動における国・県・市町・医療機関の体制



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所の設置・運営に際し、保健医療活動チームと連携 ・被災者ニーズの情報収集 ・保健所等、地域災害医療コーディネーターと連携

<県>

関係機関	主な役割
県庁	
県災害医療本部	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の被害状況の把握 ・保健医療活動チームへの応援要請 ・緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・県内で活動する保健医療活動チームへの支援活動の総括 ・本部災害医療コーディネーター、統括DMAT及びDPAT統括者と連携 ・保健医療活動チームの受入れと活動調整
本部災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・医療本部において、地域からの情報を踏まえた県全体の保健医療活動に関して助言及び支援
災害時小児周産期リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> ・医療本部において、搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整
DMAT調整本部	<ul style="list-style-type: none"> ・DMATの活動調整と県災害医療本部との情報共有
DPAT調整本部	<ul style="list-style-type: none"> ・DPATの活動調整と県災害医療本部との情報共有
DMATとDPAT以外の保健医療活動チームの連絡員(リエゾン)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で活動する保健医療活動チーム(DMAT、DPATを除く)との連絡・調整
地域	
保健所等	<ul style="list-style-type: none"> ・管内における災害拠点病院等の情報収集と支援 ・地域災害医療コーディネーターと連携して活動調整 ・SCU候補地の情報収集、SCUの設置・運営
地域災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所等において、地域内の保健医療活動に関して助言及び支援

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる医療・保健活動の調整
厚生労働省DMAT事務局等	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる医療・保健活動の調整
全国知事会	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる医療救護班、保健師の調整

■ 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療活動チーム）

保健医療活動チーム	任務	全国組織	他都道府県組織	県内組織
DMAT	急性期の災害医療（現場医療支援、災害拠点病院支援、地域広域医療搬送）	厚生労働省DMAT事務局	都道府県DMAT	三重DMAT
JMAT	診療、衛生管理	日本医師会	都道府県JMAT	三重JMAT
DPAT	精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省DPAT事務局	都道府県DPAT	三重DPAT
日本赤十字社救護班	救護所や避難所での救護・診療	日本赤十字社	日本赤十字社都道府県支部	日本赤十字社三重県支部
歯科医師会医療救護班	歯科保健医療活動、身元確認活動	日本歯科医師会	都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会
災害支援ナース	看護支援活動	日本看護協会	都道府県看護協会	三重県看護協会
支援薬剤師	支援薬剤師活動	日本薬剤師会	都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会
DHEAT	医療本部及び保健所等の指揮調整機能等の補佐	厚生労働省全国知事会	都道府県保健所設置市	三重県四日市市
保健師派遣チーム	健康管理、保健予防活動	厚生労働省全国知事会	都道府県保健所設置市	三重県四日市市
JDA-DA T	栄養・食生活支援活動	日本栄養士会	都道府県栄養士会	三重県栄養士会
医療救護班	医療救護	全国知事会	都道府県医療救護班	三重県医療救護班

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) 医療機関の被害状況等の収集・情報共有
- (6) 医療救護所の設置
- (7) SCU候補地の被害状況の把握と情報共有
- (8) 保健医療活動チームの受入れ
- (9) 保健医療活動チームの活動支援
- (10) 被災現地での医療・保健関係者による連絡会議への参加

【留意点】

(5) 医療機関の被害状況等の収集・情報共有

市町災害対策本部は、医療・保健活動が安全かつ継続的に行われるよう、発災直後の医療機関の被害状況等を積極的に収集し、保健所等と情報共有する必要があります。

(6) 医療救護所の設置

市町災害対策本部は、傷病者に対する応急処置等を行うため、郡市医師会等と協議し医療救護所を設置する必要があります。

迅速な医療救護所の設置や被害状況を踏まえた医師等の配置要請のため、あらかじめ市町は、郡市医師会と協定締結等を行っておくことが望ましいです。

(7) SCU候補地の被害状況の把握と情報共有

市町災害対策本部は、SCUの設置・運営が速やかに行われるよう、保健所と連絡・調整の上、県による対応が困難な場合など状況に応じて、SCU候補地の被害状況を把握し、保健所に報告する必要があります。

(8) 保健医療活動チームの受入れ

市町災害対策本部は、被災地における医療・保健分野のニーズを早急に把握し、保健医療活動チームを迅速に受入れられるよう、避難所等の保健医療ニーズを把握の上、県へ報告する必要があります。

また、医療救護所の設置・運営が円滑に進むよう、保健医療活動チームと連携することも必要です。

(9) 保健医療活動チームの活動支援

市町災害対策本部は、保健医療活動チームが各市町内で円滑に活動するために必要な情報の収集・提供・共有に努め、保健医療活動チームを支援する必要があります。

(10) 被災現地での医療・保健関係者による連絡会議への参加

市町災害対策本部は、保健医療活動チームの受入れがスムーズに進むよう、医療・保健関係者による連絡会議に参加し、把握している避難所等の保健医療ニーズについて報告し、保健医療活動チームと情報共有する必要があります。

第4節 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画）」に基づく活動期間は、災害規模により変動することとしています。

介護職員の全国からの応援は、熊本地震において初めて実施され、介護職員等の派遣期間は5か月程度でしたが、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、それ以上の長期の活動期間となることが想定されます。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
初動 (発災～発災後 1日目以降)		調整本部の設置
	介護職員等の派遣ニーズの把握・県への報告	介護職員等の応援要請
	福祉避難所等の被害状況の把握・県への報告	社会福祉施設等の被害状況の把握と共有
受入れ調整 (発災～発災後 2日目以降)		緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有
		介護職員等の活動方針の決定
支援活動及び調整 (発災～発災後 3日目以降)	介護職員等の活動支援（活動に必要な情報の提供等）	介護職員等の受入れ・活動調整
		介護職員等の活動支援
		ニーズ把握と支援の調整
		医療・保健活動との連携

2. 活動の概要

【ポイント】

(2) 県等の活動の概要

【留意点】

(2) 県等の活動の概要

① 県の活動

県（被災者支援部隊避難者支援班）は、県社会福祉協議会、関係団体と協議の上、調整本部を設置し、災害対策本部と関係団体の情報を一元化し、介護職員等の派遣ニーズの把握とマッチングのための国緊急災害対策本部及び他県の関係団体との調整を行います。

また、県（被災者支援部隊避難者支援班）は、市町災害対策本部を通じた福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所における介護職員等の派遣ニーズ及び被害状況の収集に加え、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の収集等を行うとともに、調整本部や関係機関と共有し、介護職員等の活動を支援します。

さらに、県（被災者支援部隊避難者支援班）は、災害時に提供される医療・保健活動と連携して高齢者や障がい者等の支援活動を行います。

県（地方災害対策部被災者支援班）は、被災者に対する支援の調整を行うソーシャルワーカー（社会福祉士等）と共に、保健所等の被災現地で開催される医療・保健関係者による連絡会議に参加し、情報収集や支援の調整を図ります。収集した情報は県（被災者支援部隊避難者支援班）と共有します。

② 調整本部の活動

調整本部は、関係団体を通じた避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズ及び社会福祉施設の被害状況の収集を行います。

調整本部は、被害状況と被災施設等における介護職員等の派遣ニーズを踏まえ、介護職員等の受入れ調整に係る活動方針を決定し、派遣可能な介護職員等のマッチングにより、実際に派遣された職員の情報を派遣先の社会福祉施設等から収集します。

調整本部において、県（被災者支援部隊避難者支援班）と関係団体が把握する介護職員等の派遣ニーズと派遣状況を共有するとともに、派遣がニーズに合致しておらず過不足がある場合は、再度マッチングのための方針を決定し、国や他県の関係団体に応援要請を行います。

【介護職員等の主な活動場所】

介護職員等の職種	活動場所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設） ・ 福祉避難所指定の高齢者入所施設
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所系居宅サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション）
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、看護師、理学療法士、作業療法士、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所施設
社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、介護福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着サービス事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護）
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、理学療法士、作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児（者）入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害者支援施設） ・ 福祉避難所指定の障害者入所施設

介護職員等の職種	活動場所
看護師、理学療法士、作業療法士、介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）
介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者グループホーム
保育士、看護師、作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム ・ 福祉避難所指定の児童養護施設
保育士、看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子生活支援施設
保育士、作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所・幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、看護師、保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所（福祉避難所以外のもの）

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(3) 関係機関との連携体制の構築

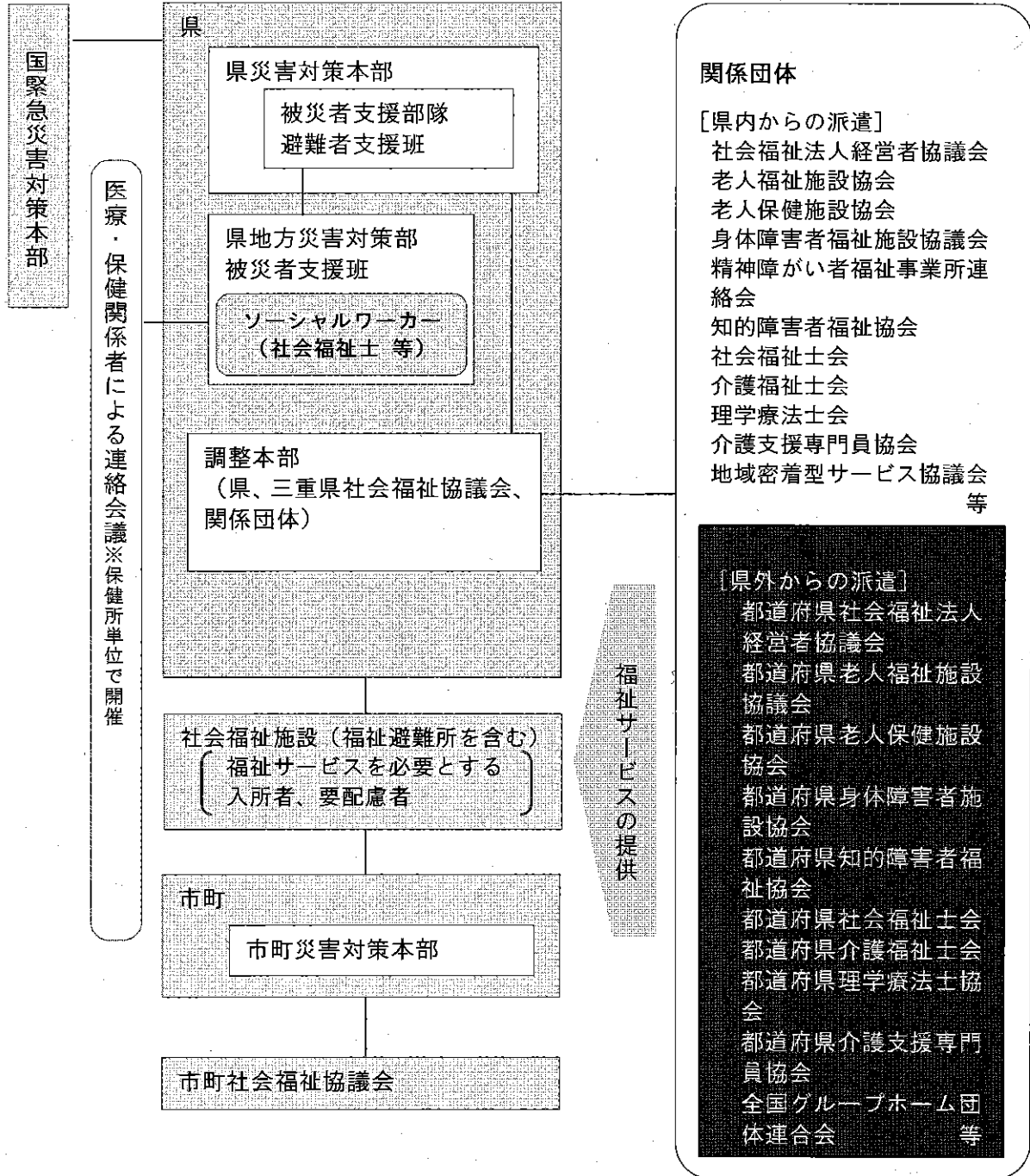
【留意点】

(3) 関係機関との連携体制の構築

市町における介護職員等の受入れ活動には、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

介護職員等の受入れ活動における国・県・市町・関係機関の体制



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県へ福祉避難所等の被害状況の報告 ・ 福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告 ・ 市町社会福祉協議会との情報共有
市町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町災害対策本部との情報共有

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 被災者支援部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町を通じた福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの把握 ・ 職員の派遣ニーズを集約し国緊急災害対策本部へ派遣要請 ・ 調整本部との連絡調整・情報共有 ・ 介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の策定
県地方災害対策部 被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整） ・ 県災害対策本部被災者支援部隊との情報共有
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調整本部との連絡調整・情報共有 ・ 市町社会福祉協議会との情報共有
県内の関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握と他県関係団体への応援要請 ・ 調整本部との連絡調整・情報共有

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都道府県からの派遣可能な介護職員等の情報集約 ・ 被災県への派遣可能な介護職員等の情報提供

■ 介護職員等を派遣する関係団体

全国の関係団体	県内の関係団体	主な役割	主な派遣する介護職員等の職種
全国社会福祉法人 経営者協議会	三重県社会福祉法人 経営者協議会	介護職員 等の派遣 による高 齢者、障が い者等へ の支援	介護員、介護支援専門 員、社会福祉士、介護 福祉士、看護師、保育 士等
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会	三重県老人福祉施設協会		介護員、介護支援専門 員、社会福祉士、介護 福祉士等
公益社団法人 全国老人保健施設協会	三重県老人保健施設協会		全国老人保健施設協会 による
全国身体障害者施設協議会	三重県身体障害者 福祉施設協議会		連絡調整のみ
—	三重県精神障がい者 福祉事業所連絡会		精神保健福祉士
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	三重県知的障害者 福祉協会		介護福祉士、社会福祉 士、相談支援専門員
公益社団法人 日本社会福祉士会	三重県社会福祉士会		社会福祉士
公益社団法人 日本介護福祉士会	一般社団法人三重県 介護福祉士会		介護福祉士
公益社団法人 日本理学療法士協会	三重県理学療法士会		理学療法士
一般社団法人 日本介護支援専門員協会	三重県介護支援専門員 協会		介護支援専門員
全国グループホーム 団体連合会	三重県地域密着型 サービス協議会		介護員、介護支援専門 員、社会福祉士、介護 福祉士、認知症介護指 導者
公益社団法人 日本精神保健福祉士協会	三重県精神保健福祉士 協会		精神保健福祉士
全日本ろうあ連盟	三重県聴覚障害者協会		言語聴覚士、手話通訳 士

■ 福祉サービスを提供するもの

職種	主な役割
介護員	食事・入浴・排泄・衣服の着脱・身体の衛生管理などの身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物などの日常家事全般の生活援助
介護支援専門員	ケアプランの作成及び給付管理、利用者と事業者の調整
社会福祉士	生活相談及び助言、自立生活のための援助計画の作成・評価・見直し、行政・関係機関との連絡調整
介護福祉士	食事・入浴・排泄・衣服の着脱・身体の衛生管理などの身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物などの日常家事全般の生活援助、介護を受ける方やその家族からの相談及び助言
理学療法士	身体障がい児・者、高齢者・要介護者への生活不活発予防ならびにリハビリ計画作成及び実施（身体の基本的な機能回復をサポート）
作業療法士	身体障がい児・者、高齢者・要介護者への生活不活発予防ならびにリハビリ計画作成及び実施（日常生活を送る上で必要な機能回復をサポート）
精神保健福祉士	精神障がい者やその家族からの相談及び助言
相談支援専門員	障がい者が自立した日常生活を送るための相談支援全般
言語聴覚士	「話す」「聞く」リハビリの訓練計画作成及び実施
手話通訳士	手話による通訳（社会福祉士・介護福祉士との兼務も多い）
認知症介護指導者	認知症患者や地域住民への相談及び啓発
看護師	健康管理、医療行為
保育士	食事・入浴・排泄・衣服の着脱・身体の衛生管理などの援助、児童の生活や遊びの指導

【想定する支援対象者】

要介護者、障がい児・者（視覚、聴覚、肢体、内部、知的、発達、精神）、難病者、子ども等

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (4) 介護職員等の派遣ニーズの把握・県への報告
- (5) 福祉避難所等の被害状況の把握・県への報告
- (6) 介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の共有
- (7) 介護職員等の活動支援

【留意点】

(4) 介護職員等の派遣ニーズの把握・県への報告

市町災害対策本部は、被災地における福祉分野のニーズを速やかに把握するため、福祉避難所と福祉避難所以外の避難所における介護職員等の派遣ニーズ収集を行い、県に報告する必要があります。

なお、避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズ収集及び他県関係団体への応援要請については、関係団体が担います。

(5) 福祉避難所等の被害状況の把握・県への報告

市町災害対策本部は、福祉サービスを安全かつ継続的に提供できるよう、被災地における福祉サービスや、福祉避難所等の被害状況について情報収集し、県に報告する必要があります。

(6) 介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の共有

市町災害対策本部は、介護職員等の受入れ活動を迅速に行えるよう、介護職員等の受入れ調整に係る活動方針について、調整本部と情報共有する必要があります。

(7) 介護職員等の活動支援

市町災害対策本部は、介護職員等が各市町内で円滑に活動するために必要な情報の収集・提供・共有に努め、介護職員等を支援する必要があります。

第5節 燃料供給

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画）」のうち、燃料供給に関する活動期間は、災害発生後おおむね4週間を対象としています。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
燃料供給 (発災～発災後 12時間)		(県内での対応)
		中核SSの稼働状況や燃料在庫状況の情報収集・提供
	市町が管理する重要施設の燃料供給ニーズの把握・県への要請	重要施設への燃料供給のニーズ調査
	市町が管理する重要施設への燃料供給完了を県へ報告	県石油商業組合に重要施設への燃料供給を要請・供給
		緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集・提供
		県内備蓄及び契約業者による航空燃料の供給
		製油所への道路・航路啓開状況の情報収集・提供
燃料供給 (発災～発災後 1日目)		(国への要請)
		国緊急災害対策本部に中核SSへの燃料供給を要請
		国緊急災害対策本部に重要施設への燃料供給を要請
		県民への一般車両の給油に関する情報の広報・周知
燃料供給 (発災～発災後 2日目以降)		国緊急災害対策本部に航空燃料の供給を要請
		(国への要請)
		国緊急災害対策本部に要請した燃料の供給(中核SS)
		中核SSへの燃料供給状況の確認
	市町が管理する重要施設への燃料供給完了を県へ報告	国緊急災害対策本部に要請した燃料の供給(重要施設)
		重要施設への燃料供給状況の確認
		国緊急災害対策本部に要請した航空燃料の供給
	航空燃料への燃料供給状況の確認	

2. 活動の概要

【ポイント】

- (2) 国・県の活動の概要
- (3) 活動拠点

【留意点】

(2) 国・県の活動の概要

①国の活動

災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給に関して、県からの燃料供給要請を受けた場合、国は、石油連盟に燃料供給の要請を行い、県内外の製油所等から燃料供給を行います。

重要施設への燃料供給に関して、県からの燃料供給要請を受けた場合、国は、石油連盟や全国石油商業組合連合会に燃料供給の要請を行い、県内外の製油所等から重要施設への燃料供給を行います。

②県の活動

災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給に関して、県は、県石油商業組合から県内の中核給油所（中核SS）の稼働状況や燃料在庫状況の情報収集を行い、災害応急対策活動に従事するものとして証明書が交付された車両に燃料供給します。また、県内の燃料で供給できない場合は、県は国に対し燃料供給を要請します。

重要施設への燃料供給に関して、県は、重要施設へ燃料供給の必要性を照会し、収集した情報を基に、県石油商業組合に対し燃料供給の要請を行い、燃料の配送を行います。県内の燃料で対応できない場合は、県は国に対し燃料供給を要請します。

(3) 活動拠点

燃料の供給の受入れをスムーズに行うため、中核給油所（中核SS）、小口燃料配送拠点、製油所について、それぞれの拠点の定義及び拠点間の関係をあらかじめ理解しておく必要があります。

①中核給油所（中核SS）

自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応力の高いサービスステーション（SS）で、災害応急対策活動に従事する車両に優先的に供給する給油所です。

②小口燃料配送拠点

平時は取引先に燃料配送を行う地域配送拠点（給油サービスステーション）で、災害発生時には小型タンクローリーにより重要施設への燃料配送を行います。

③製油所

原油を受入れ、これを精製してガソリン、灯油、軽油、重油などの各種石油製品を製造し、これらを貯蔵し出荷する石油精製工場です。

災害発生時には、石油元売各社を通じ、中核給油所及び小口燃料配送拠点等へ燃料配送を行います。

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

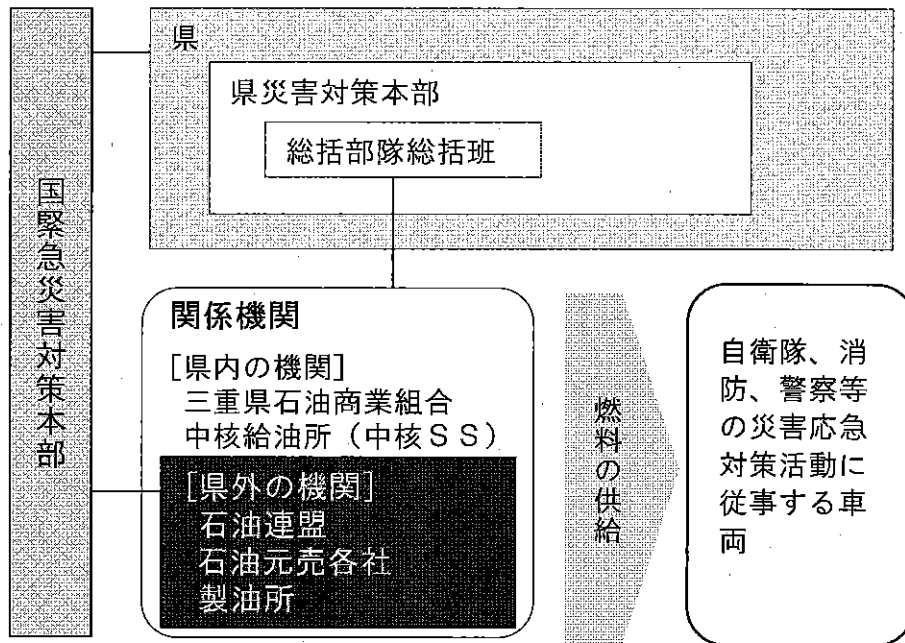
【留意点】

(4) 関係機関との連携体制の構築

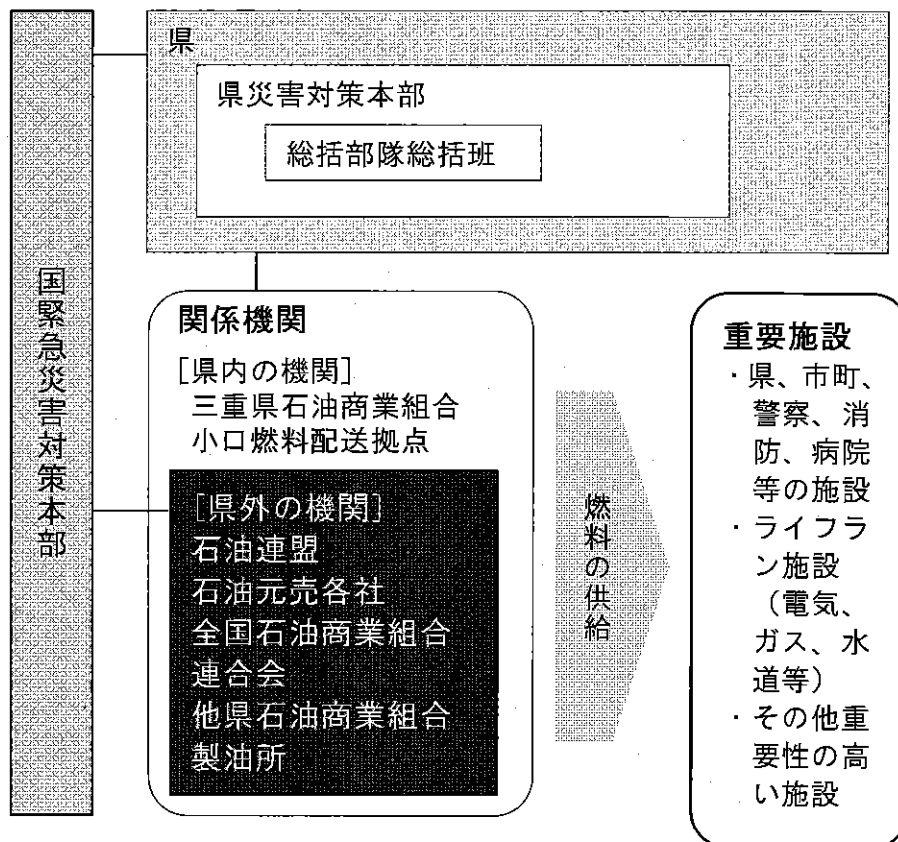
市町における燃料供給の受入れには、主に下記の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給に関する関係機関の体制



重要施設への燃料供給に関する関係機関の体制



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・市町が管理する重要施設への燃料供給にかかる県への要請

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス 供給担当)	<p><中核給油所(中核SS)関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核SSの稼働状況や燃料在庫状況の確認及び情報提供 <p><重要施設への燃料供給></p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料供給のニーズ調査 ・県石油商業組合や国の緊急災害対策本部に対する燃料供給の要請 ・燃料供給状況の把握 ・重要施設への道路啓開情報の収集 <p><製油所関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製油所への道路等啓開情報の収集

<国等>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・広域的な燃料供給の調整
石油連盟 (県外・全国組織)	・石油元売各社に対する燃料供給の依頼
全国石油商業組合連 合会	・被災県以外の石油商業組合に対する燃料供給の依頼

■ 燃料供給を行う機関

関係機関	主な役割
県石油商業組合	・小口燃料配送拠点に対する燃料配送の依頼
中核SS	・燃料の供給
小口燃料配送拠点	・燃料の配送

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) 燃料の供給にかかる県への要請
- (6) 燃料供給の受入れ対応

【留意点】

(5) 燃料の供給にかかる県への要請

市町災害対策本部は、市町が管理する重要施設の業務が継続できるよう、これらの重要施設における燃料の供給ニーズを把握し、県への要請を行う必要があります。

その際、燃料供給に必要な設備等の情報及び燃料備蓄が枯渇するまでの期間を報告することも必要です。

必要に応じて、災害応急対策活動に従事する市町の車両についても、燃料の供給ニーズを把握し、県への要請を行うことが求められます。

なお、市町災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策実施に不可欠となる市町が管理する重要施設及び車両をあらかじめ指定しておく必要があります。

重要施設に指定する場合、平時より災害発生時においても業務継続に必要な燃料の備蓄を行い、事前の備えに努めることが求められます。また、災害応急対策活動に従事する車両に指定する場合、発災後に燃料の供給の対象車両である証明書の交付をあらかじめ検討しておくことも必要です。

(6) 燃料供給の受入れ対応

市町災害対策本部は、県へ要請した、市町が管理する重要施設に対する燃料供給が完了した場合、県へ供給完了を報告する必要があります。

第6節 電力の臨時供給

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画）」のうち、電力の臨時供給に関する活動期間は、災害発生後おおむね8週間を対象としています。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
電力の臨時供給 (発災～発災後 12時間)	市町が管理する重要施設の電力供給ニーズの把握・県への要請	重要施設への電力の臨時供給のニーズ調査
	市町が管理する重要施設への電力供給完了を県へ報告	県内一般送配電事業者に重要施設への電力の臨時供給を要請・供給
		緊急輸送ルートへの被害状況・啓開状況の情報収集・提供
電力の臨時供給 (発災～発災後 1日目)		国緊急災害対策本部に重要施設への電力の臨時供給を要請
電力の臨時供給 (発災～発災後 2日目以降)	市町が管理する重要施設への電力供給完了を県へ報告	国緊急災害対策本部に要請した電力の臨時供給
		重要施設への電力の臨時供給状況の確認

2. 活動の概要

【ポイント】

- (2) 国・県の活動の概要
- (3) 活動拠点

【留意点】

(2) 国・県の活動の概要

①国の活動

重要施設への電力供給に関して、県からの電力供給要請を受けた場合、国は、他県の一般送配電事業者に対し重要施設への臨時供給を要請します。

②県の活動

県は、重要施設に対し電力の臨時供給の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内の一般送配電事業者に対し臨時供給を要請します。

県内で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部へ臨時供給の要請を行います。

(3) 活動拠点

電力の臨時供給の受入れをスムーズに行うため、一般送配電事業者について、拠点の定義及び拠点間の関係をあらかじめ理解しておく必要があります。

①一般送配電事業者

日本の電気事業法に定められた電気事業者の類型の一つで、送電線、変電所等を維持・運用し、電気を供給することを主な事業とする事業者で、災害発生時には、電源車を重要施設に派遣し電力の臨時供給を行います。

本県を所管する事業者は、中部電力株式会社及び関西電力株式会社です。

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

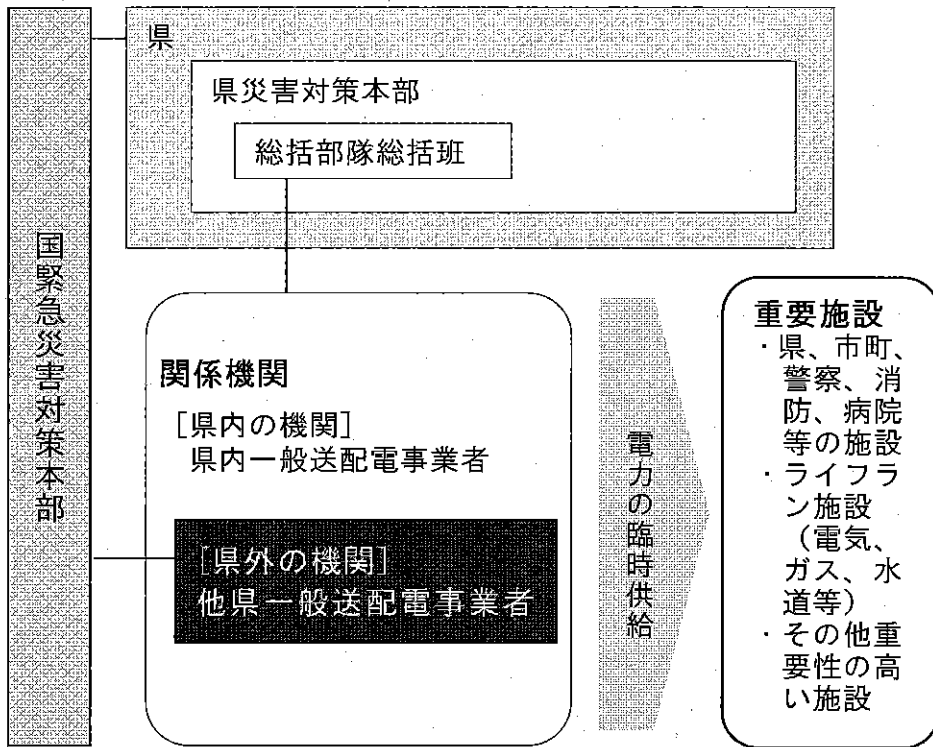
【留意点】

(4) 関係機関との連携体制の構築

市町における電力の臨時供給の受入れには、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

電力の臨時供給に関する関係機関の体制



■ 指揮又は調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス 供給担当)	・重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 ・県内一般送配電事業者や国の緊急災害対策本部に対する臨時供給の要請

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・広域的な電力供給の調整

■ 電力の臨時供給を行う機関

関係機関	主な役割
一般送配電事業者	・重要施設への臨時供給 ・電源車への燃料供給の要請

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) 電力の臨時供給にかかる県への要請
- (6) 電力の臨時供給の受入れ対応

【留意点】

(5) 電力の臨時供給にかかる県への要請

市町災害対策本部は、市町が管理する重要施設の業務を継続できるよう、電力の臨時供給ニーズを把握し、県への要請を行う必要があります。

なお、市町災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策実施に不可欠となる市町が管理する重要施設をあらかじめ指定しておく必要があります。

(6) 電力の臨時供給の受入れ対応

市町災害対策本部は、県へ要請した、市町が管理する重要施設に対する電力の臨時供給が完了した場合、県へ供給完了を報告する必要があります。

第7節 ガスの臨時供給

1. 活動のタイムライン

【ポイント】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

【留意点】

(1) 県等の行動項目と連動した活動のタイムライン

「三重県広域受援計画（燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画）」のうち、ガスの臨時供給に関する活動期間は、災害発生後おおむね8週間を対象としています。

【タイムライン】

区分	市町の行動項目	県等の行動項目
ガスの臨時供給 (発災～発災後 12時間)	市町が管理する重要施設のガス供給ニーズの把握・県への要請	重要施設へのガスの臨時供給のニーズ調査
	市町が管理する重要施設へのガス供給完了を県へ報告	県内一般ガス導管事業者に重要施設へのガスの臨時供給を要請・供給
		緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集・提供
ガスの臨時供給 (発災～発災後 1日目)		国緊急災害対策本部に重要施設へのガスの臨時供給を要請
ガスの臨時供給 (発災～発災後 2日目以降)	市町が管理する重要施設へのガス供給完了を県へ報告	国緊急災害対策本部に要請したガスの臨時供給
		重要施設へのガスの臨時供給状況の確認

2. 活動の概要

【ポイント】

- (2) 国・県の活動の概要
- (3) 活動拠点

【留意点】

(2) 国・県の活動の概要

①国の活動

重要施設へのガス供給に関して、県からのガス供給要請を受けた場合、国は、他県の一般ガス導管事業者に対し重要施設への臨時供給を要請します。

②県の活動

県は、重要施設又は県内一般ガス導管事業者へガスの臨時供給の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内の一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会に対し臨時供給を要請します。県内で対応できない場合は、国緊急災害対策本部へ臨時供給の要請を行います。

(3) 活動拠点

ガスの臨時供給の受入れをスムーズに行うため、一般ガス導管事業者、一般社団法人三重県LPガス協会について、それぞれの拠点の定義及び拠点間の関係をあらかじめ理解しておく必要があります。

①一般ガス導管事業者

ガス製造事業者から導管やローリー車等により、ガス供給を行う事業者で、供給区域内で、導管等を維持・運用し、ガスを供給することを主な事業としています。災害発生時には、移動式ガス発生設備を重要施設に派遣しガスの臨時供給を行います。

本県を所管する事業者は、東邦ガス株式会社及び上野都市ガス株式会社及び名張近鉄ガス株式会社です。

②一般社団法人 三重県LPガス協会

LPガスが入った容器を、配送車により運搬を行い、ガスを供給することを主な事業としています。

3. 関係機関の役割

【ポイント】

(4) 関係機関との連携体制の構築

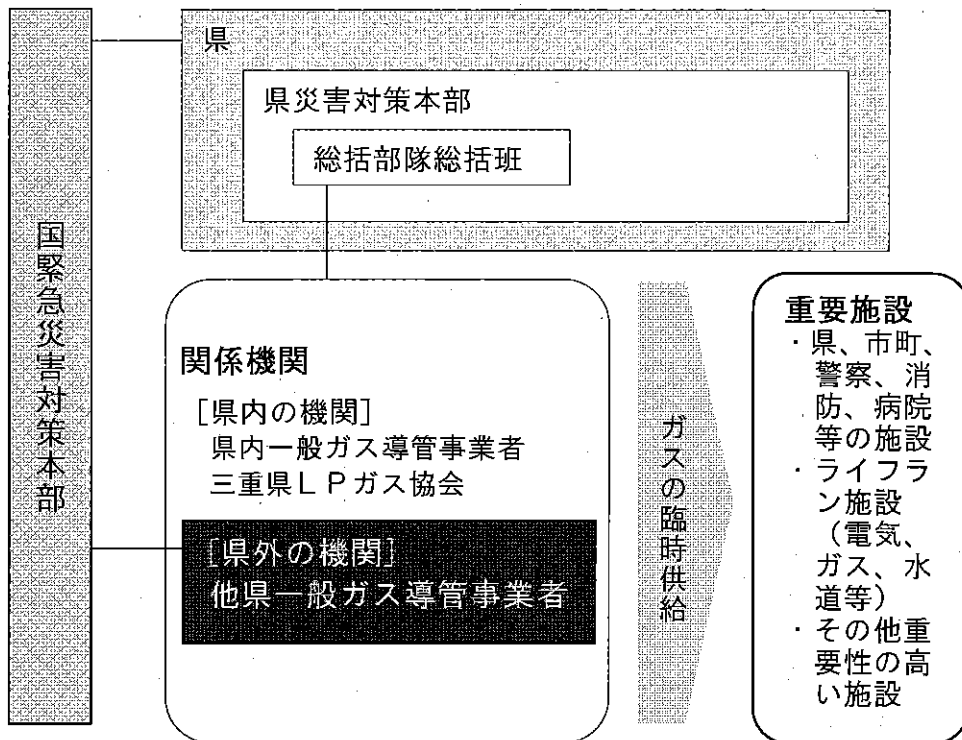
【留意点】

(4) 関係機関との連携体制の構築

市町におけるガスの臨時供給の受入れには、主に次表の機関がそれぞれの役割を持って関わることとなります。

多数の機関が、様々な業務を行うこととなるため、平時よりあらかじめ関係機関の連絡先を整理し、連絡先リストを作成しておく必要があります。

ガスの臨時供給に関する関係機関の体制



■ 指揮・調整を行う機関

<市町>

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス 供給担当)	・重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 ・県内一般ガス導管事業者や緊急災害対策本部への臨時供給の要請

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・広域的な臨時供給の調整

■ ガスの臨時供給を行う機関

関係機関	主な役割
一般ガス導管事業者	・重要施設への臨時供給
三重県LPガス協会	・重要施設への臨時供給

4. 市町の活動内容

【ポイント】

- (5) ガスの臨時供給にかかる県への要請
- (6) ガスの臨時供給の受入れ対応

【留意点】

(5) ガスの臨時供給にかかる県への要請

市町災害対策本部は、市町が管理する重要施設の業務を継続できるよう、これらの重要施設におけるガスの臨時供給ニーズを把握し、県への要請を行う必要があります。

なお、市町災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策実施に不可欠となる市町が管理する重要施設をあらかじめ指定しておく必要があります。

(6) ガスの臨時供給の受入れ対応

市町災害対策本部は、県へ要請した、市町が管理する重要施設に対するガスの臨時供給が完了した場合、県へ供給完了を報告する必要があります。

三重県市町受援計画策定手引書

年 月

発 行 三重県

連絡先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

(三重県防災対策部災害対策課)

T E L 059-224-2189

F A X 059-224-2199

E-mail staisaku@pref.mie.jp

U R L <http://www.bosaimie.jp/>